

農政をめぐる情勢

目次

I	TPP交渉をめぐる情勢	1
II	TPP関連対策具体化等をめぐる情勢	6
III	農協改革をめぐる情勢	12
IV	県の平成28年度予算・施策とJAグループの要望結果	18

今月号のあらまし

I TPP交渉をめぐる情勢

TPP協定承認案および国内対策を盛り込んだ関連法案は、参議院予算委員会での審議を経て、4月6日よりTPP特別委員会での審議に移った。安倍総理は質疑で、関税割り当ての例外措置を確保したこと等を挙げ「国益にかなう最善の結果」と強調したが、審議のために提出された交渉経過の資料がほぼ黒塗りであったことや、西川委員長が守秘義務に反してTPP交渉に関する本の出版を予定していた疑い等で議論が紛糾している。政府は今国会中に審議を終了させたい意向であったが、14日に発生した熊本地震の影響もあり、審議終了の目途は立っていない。

II TPP関連対策具体化等をめぐる情勢

政府・与党は現在、規制改革会議・農業WGや自民党PTにてTPP関連対策12項目の具体化の検討を進めている。そのうち、規制改革会議・農業WGは、生産資材価格形成の仕組みの見直しについて検討を行っているが、「生産資材価格の比較表作成など価格の見える化」等を含む提言をまとめる方向で調整に入った。

また、同WGは、3月31日に「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく現行の指定生乳生産者団体制度を廃止する」ことを主な内容とする提言をまとめた。これについては、業界団体などから慎重論・反対論が相次ぎ、自民党の農林水産戦略調査会においても提言を「受け入れられない」と決議した。

III 農協改革をめぐる情勢

「総合的な監督指針」がパブリックコメントを踏まえて、4月1日より施行された。自己改革に関する項目を新設し、組合員とJA役職員の徹底した話し合いを行うこと等を求める内容が盛り込まれている。

また、懸案事項である准組合員利用実態の調査について、農水省が、事業利用量の調査表および調査マニュアルの作成等、調査手法の確立に着手することが報じられた。

IV 28年度県予算・施策に関する要請への措置状況

3月25日、平成28年度の県予算関係議案が可決・成立した。平成28年度愛知県農林水産関係予算は、全体で726億円、うち一般会計予算は前年対比4.8%増の706億円、県予算全体に占める割合は昨年度から0.1ポイント増の2.8%となった。この予算は、平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」（平成32年度が目標年度）に沿った施策を着実に実施する内容となっている。

I TPP交渉をめぐる情勢

— TPP承認案および関連法案、今国会での成立見送りが —

1. 国会の動向

- 政府は3月8日、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の承認案と、農業の国内対策などを盛り込んだ関連法案を閣議決定した。
- 参議院予算委員会において、平成28年度予算案の審議が行われる中、農業分野をはじめ、再協議規定、国民皆保険、米国情勢、影響試算など、TPPに関する質疑が行われてきた。主なやりとりは以下の通りである。

【参議院予算委員会における主なやりとり（TPP関連抜粋）】

※3/14時点での発言のため、旧党名

<再協議について>

（日本共産党・紙議員）

- ・除外規定がないということは、全て関税に関して見直しの対象になるということ。明らかに国会決議違反ではないか。
- （安倍総理）
- ⇒再協議はあるが、協議をしても、合意というのは全体のバランスで成り立っている。この全体のバランスの中ですでに我々は合意をしているわけで、言わば再協議をしても日本の国益を害するものについては合意はしないということは明確に申し上げたい。

<国民皆保険について>

（維新の党・川田議員）

- ・TPP批准後の医療費試算はどうなっているか。その根拠となる財源についても伺いたい。
- （安倍総理）
- ⇒TPPによって我々は医療費や薬剤費が高騰することはない。日本は8年間特許が保護される。（TPPでも）8年になったので、我が国にとってはこれは変わらない。命に関わることにについて基本的に主権に関わることなので、それが侵されることはない。

<米国情勢について>

（民主党・増子議員）

- ・米国の大統領選挙は今予備選挙が行われているが、ほとんどの候補者がTPPは反対だ。もし米国が、TPPについて新大統領の下でやらないといったときに、一体どうなるのか。我々はアメリカ抜きでやるという考えか。
- （安倍総理）
- ⇒大統領選挙の候補者の発言について一々コメントすることは差し控えたいが、米国政府は3月2日に米国議会に提出した2016年通商政策課題において、TPP協定の議会承認を得ることがオバマ大統領の最優先事項である旨表明をしている。我が国は間もなくTPP協定及び関連法案を国会に提出し、そして承認を求める考えであり、日本が率先して動くことで早期発効に向けた機運を高めていきたいと思う。

<影響試算の妥当性について>

（共産党・紙議員）

- ・JA長野中央会が試算した19品目以外の生産減少額の一部だが、減少の影響は74億9000万円だ。一つの県だけでもこれだけ大きな影響があるのに、国の試算

には全く反映されていない。こういうのも含めて反映させるべきでないか。

(森山農林水産大臣)

⇒ J A 長野グループが影響額を公表したことは承知している。このような試算は、前提条件、分析手法やデータの取り方等によって結果は変わり得ると考えている。今後とも合意内容を丁寧に説明し、万全の措置を講ずることで、不安や懸念を解消していきたい。

- 17日、森山大臣は参院予算委員会で、TPPの農産物交渉の結果について、「農林水産物の関税について、日本は2割の例外措置を獲得」、「重要5品目を中心に関税割り当て（低関税輸入枠）やセーフガード（緊急輸入制限措置）を確保」したこと等を挙げ、「最善のものになった」と発言した。また、石原TPP担当大臣も、「国益を十分に確保できた。大変意義のある交渉ではなかったか」と述べた。
- 24日、衆議院本会議において、「環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会（以下、TPP特別委員会）」の設置が承認され、45名の委員から西川公也委員長を含む8名の理事が選出された。

【TPP特別委員会 委員名簿】

◎西川 公也 (自民)	関 芳弘 (自民)	渡辺 孝一 (自民)
●熙川 貴盛 (自民)	田中 良生 (自民)	緒方 林太郎 (民進)
●近藤 洋介 (民進)	武井 俊輔 (自民)	岸本 周平 (民進)
○福井 照 (自民)	武部 新 (自民)	黒岩 宇洋 (民進)
○笹川 博義 (自民)	寺田 稔 (自民)	篠原 孝 (民進)
○菅原 一秀 (自民)	中川 郁子 (自民)	玉木 雄一郎 (民進)
○鈴木 馨祐 (自民)	橋本 岳 (自民)	福島 伸享 (民進)
○柿沢 未途 (民進)	原田 義昭 (自民)	升田 世喜男 (民進)
○上田 勇 (公明)	越智 隆雄 (自民)	稲津 久 (公明)
井野 俊郎 (自民)	福山 守 (自民)	岡本 三成 (公明)
小田原 清 (自民)	古川 康 (自民)	中川 康洋 (公明)
勝沼 栄明 (自民)	前川 恵 (自民)	笠井 亮 (共産)
北村 誠吾 (自民)	御法川 信英 (自民)	畠山 和也 (共産)
小島 敏文 (自民)	宮川 典子 (自民)	丸山 穂高 (おおさか)
坂本 哲志 (自民)	務台 俊介 (自民)	村岡 敏英 (結集)

◎：委員長 ●：筆頭理事 ○：理事

- 27日に、民主党と維新の党が合流して「民進党」が結党され、156名の国会議員（衆議院議員96名、参議院議員60名、代表は岡田克也氏）を擁する野党第1党となった。同日の結党大会において、岡田代表は後半国会の最大の争点となるTPPについて、政府を厳しく追及する考えを示した。また、31日には、TPPをめぐる、政府による「日米間の閣僚協議記録は作成していない」との説明をめぐる、交渉過程を解明する特命チーム（座長・玉木雄一郎国対副委員長）を設置した。
- 4月5日、TPP承認案と関連法案が衆院本会議で審議入りした。この日、本会議では趣旨説明と質疑が行われたが、安倍総理は、民進党山尾志桜里議員の質問に対し、関税割り当てなど例外措置の獲得や、国内対策を理由に「TPP協定の内容は国益にかなう最善の結果」と従来通りの答弁に終始した。

- 6日にはTPP特別委員会にて審議が開始されたが、5日、情報開示の一環として政府より提出された交渉経過の資料が全て黒塗りであったこと等によって民進党議員が反発、予定時刻から5時間以上遅れて開会した。委員会では趣旨説明などが行われたが、民進党は、引き続き、甘利・前TPP担当大臣の出席などを求めた。
- 7日の同委員会の質疑には安倍総理が立ったが、農業分野の合意内容について、「(重要品目の聖域確保を求めた) 国会決議の趣旨に沿う」などと従来の答弁を踏襲した。その他、論戦のポイントは以下の通りである。

【TPP特別委員会の論戦のポイント】

＜情報開示について＞

(民進党・玉木議員)

・交渉過程の情報開示を政府に求めたが、真っ黒だ。ここまで真っ黒なのは見たことがない。

(石原TPP担当大臣)

⇒交渉過程は原則非公開だというのが外交交渉の原則だ。

(民進党・柿沢議員)

・よほど都合の悪いことが書いてあるのか。だから全部かたくなに黒塗りにして公開しているのかという疑念や不安を国民に抱かせてしまう。

(安倍総理)

⇒協定は交渉の結果がすべてだ。経過ではなく結果だ。外交交渉については過程を公表しない。

＜甘利前TPP担当大臣の参考人招致について＞

(民進党・玉木議員)

・農業重要5品目に関し、いつ、どういう理由で譲歩したのか分からない。石原氏が答えられないなら、参考人として甘利前TPP担当大臣の招致を要請したい。

(西川TPP特別委委員長)

⇒理事会で協議する。

(民進党・大西議員)

・TPPの交渉当事者にしか分からないことがある。政治とカネの問題もある。甘利氏は国会で説明責任を果たすべきだ。委員を派遣して話を聞くこともできる。

(安倍総理)

⇒甘利氏の答弁は必要ない。(政治とカネは)一議員として説明していくものと思う。

＜西川委員長の責任追及について＞

(民進党・玉木議員)

・西川TPP特別委委員長がTPP交渉の内幕を描いた書籍を出版予定だと聞くが、守秘義務違反か。それとも、政府が過度に規制して情報を出さないのか。

(安倍総理)

⇒われわれが情報を出していないから審議できないというのは誤解だ。交渉は妥結した結果がすべて。協議(の過程)がすぐに表に出るようなら外交交渉は成立しない。外には出さない。西川氏が本を出すのは初めて知った。中身を見ていないので答えを差し控えるが、当然、今までの交渉に携わった者は、それを外に出すのは守秘義務に関わってくる。

- 8日にも同委員会には安倍総理と関係閣僚が出席して質疑を行ったものの、西川委員長が出版を予定していた著書を発端として、民進党が反発し、審議が中断した。
- 13日、自民、民進両党が国対委員長会談において、①15日に特別委で安倍総

理も出席して集中審議を行い、8日に行えなかった野党側の質疑をやり直す、②20日に党首討論を開く、という条件のもと、特別委員会での審議を15日から再開することを合意した。

- 15日の委員会は、熊本地震への対応を優先し、散会した。18日午前、中断した質疑を再開したものの、野党は熊本地震の被害拡大を受けて「TPPを審議している場合でない」と反発し、質問を災害対策に集中した。安倍総理は「TPPも重要だ」として審議の促進に理解を求めた。

2. 米国の動向

(1) 大統領選の動向

- 11月の米大統領選挙に向けて、両党における候補が絞られてきている。共和党側では、当初の予想を覆しトランプ候補が他候補を圧倒しており、民主党側では、クリントン候補が安定した戦いを見せる一方、サンダース候補が猛烈な追い上げを見せている。
- 選挙戦の中で、TPPも有権者の関心が高い政策課題の一つとして取り上げられてきているが、各候補の発言を見ると、トランプ・サンダース両候補は、TPP協定そのものに疑義を示している一方、クリントン候補はTPPの合意内容の一部に課題があるとして反対するにとどまるなど、候補者の態度に幅がある状況となっている。
- トランプ、サンダース両候補がともに躍進を見せている背景としては、米国内の格差が拡大する中、北米自由貿易協定（NAFTA）等の貿易自由化に伴う製造業等での失業や雇用環境の悪化などに対する懸念も一因とされている。
- 直近の情勢として、4月5日に実施されたウィスコンシン州の予備選において、共和党ではクルーズ候補がトランプ候補を破り、指名獲得に必要な代議員総数の過半数確保が不透明となり、指名争いは党大会へ持ち込まれる可能性が高まった。ただし、世論調査によると19日に予定されているニューヨーク州での予備選ではトランプ候補がリードをしている。
- 民主党では現時点の代議員数ではクリントン候補が大幅に上回るものの、4月9日に実施されたワイオミング州党員集会で、サンダース候補が勝利を収め直近7州では7連勝となっている。

(2) 米国議会の動向

- オバマ政権が批准に向けて、TPA法の規定に基づき行政府としての諸手続きをすすめるとともに、議会への働きかけを強めており、業界団体からも早期批准を求める声が挙がっている。
- 4月11日、米国の農業関連225団体は、民主・共和両党の有力議員にTPP早期承認を求めた。とりわけ豚肉生産者団体は日本がTPP対策として拡充する養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を念頭に、交渉で米国が得た成果を打ち消すような対応を日本政府が画策していることを批判するコメントも発表した。

- 一方で、大統領選においては、TPPに反対する候補が躍進し、それに伴い自由貿易に対する批判的な世論が広がりを見せている。11月に両院議会選挙を控える議会においても、選挙前にTPPを取り上げようとする機運は高まっていない。
- TPPの議会承認が選挙前に行われない場合、批准手続きは大統領選・両院議会選挙の結果によって選挙後のレームダック議会（※参照）または次期大統領就任後のいずれかになる。レームダック議会で行う場合は、TPPに反対する大統領候補、多数の批判的な議員による審議となる可能性が高い。

※レームダック議会：

米国では、偶数年の11月に上下両院選挙が実施されるが、新議会が開かれるのは翌年1月となっており、それまでの間に残された議題を審議するために開かれる議会をレームダック議会と呼んでいる。この期間は、落選した議員も含め、選挙前の議員による審議が行われる。

3. その他貿易交渉について

- 日EU経済連携協定（EPA）交渉については、4月11日から15日に東京で第16回会合が開催されたが、チーズの市場開放など重要品目をめぐる交渉で大きな進展はなかった模様である。なお、5月末にはG7伊勢志摩サミット前後に日EU首脳会談の開催が予定されている。

4. 今後のスケジュールについて

- JAグループとしては、TPP特別委員会において、生産現場の不安払しょくに資する十分な議論が行われているか、政府答弁に新たな事実・見解はないかなどを注視していく。
- なお、TPP特別委員会は、熊本地震の影響もあり、18日現在、審議が再開したものの、具体的な今後のスケジュールは未定である。
- 国会承認の見込みについて、熊本地震への対応と夏の参院選への悪影響を鑑み、今国会での承認案および関連法案の成立は見送るとの報道もある。今後のTPP関連日程等については見込みを含めて以下の通りである。

【今後のTPP関連日程等（見込みを含む）】

4月下旬（当初見込み）	衆議院で承認、参議院審議開始（当初見込み）
5月下旬（当初見込み）	参議院で承認（当初見込み）
6月1日	通常国会会期末
7月	参議院選挙
7月下旬	米国共和党・民主党党大会
11月8日	米国大統領選
秋ごろ	臨時国会召集、衆院TPP承認案・関連法案審議再開（見込み）
秋ごろ	「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂（見込み）
1月20日	米国次期大統領就任式

Ⅱ TPP 関連対策具体化等をめぐる情勢

— 具体化に向け資材価格見える化、指定団体制度で動き —

1. 政府の動向

- 政府は、例年6月の骨太方針等の策定、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に向けて、3会議体でTPP関連対策12項目の具体化等の検討を行っている。政府の会議体および検討イメージは、以下の通りである。



※自民党における検討との関係について、動向を注視する必要

(「農政をめぐる情勢」2月号より再掲)

- 輸出力強化WGについては、3月14日、22日、4月5日に事業者等からヒアリングを実施した。(各回の概要は別紙1の通り。)
- 規制改革会議・農業WGについては、2月4日、25日、3月10日、23日、30日、31日、4月12日に開催された。なお、2月25日、3月30日、4月12日については、産業競争力会議の「実行実現点検会合(座長:石原伸晃経済再生担当大臣)」との合同会合として開催された。(各回の概要は別紙1の通り。)
- 産業競争力会議と規制改革会議は、4月12日の合同会合において、生産資材価格の引き下げについて、月内にも提言をまとめる方向で検討に入った。提言に盛り込む主な内容は以下の通りである。

【産業競争力会議と規制改革会議が提言に盛り込む主な内容】

- ・生産資材価格の比較表作成など価格の見える化
- ・農産物の有利販売につながる流通面の在り方
- ・独占禁止法に抵触、又は抵触が疑われる行為に対する公正取引委員会の対応強化

2. 自民党の動向

- 自民党は、TPP関連対策のうち6項目について、農林水産戦略調査会の下に設置した「農林水産業骨太方針策定PT（委員長：小泉進次郎衆議院議員）」において検討を続けている。自民党の会議体および検討イメージは以下の通りである。なお、これまでの同PTでの経過は「農政をめぐる情勢」2月号、3月号を参照のこと。

< 自民党の会議体および検討イメージ >



(「農政をめぐる情勢」2月号より再掲)

- 小泉PT委員長は、3月19日に三重・愛知両県内を視察し、JA伊勢では全中の奥野会長らと意見交換を行った。小泉PT委員長は「JA施設や流通網の有効活用を検討すべき。(自JAの)組合員だけでなく、農業全体のためにシェアしていくような発想が必要。農協の施設・物流に関して調査に協力して欲しい」と述べた。
- 小泉PT委員長は、チェックオフ制度(※参照)を検討するために開催された3月30日の農業基本政策検討PT・Cチームの会合の冒頭において、独自に調査したとする約20のJAの農薬価格に関する資料を配布するとともに、農林水産省に

対して、農薬・肥料・農業機械などについて全JAの価格を調査するよう指示した。これを受け、農林水産省は全農に対し、調査の協力要請を行った。

※チェックオフ制度：

品目ごとに、農家が出荷する際などにごく少額の拋出金（チェックオフ）を集め、農産物の販売促進や海外市場の開拓、消費者向けの情報発信などの原資とする制度をチェックオフ制度と呼んでいる。米国では法制化し、輸入品からも拋出金を徴収している。

- 自民党では、「農業基本政策検討PT（座長：宮腰光寛衆議院議員）」および「畜産・酪農対策小委員会（委員長：坂本哲志衆議院議員）」において、骨太方針策定PTの検討項目以外のTPP関連対策6項目について検討することになっており、3月16日に畜酪小委が、30日に基本政策検討PTが、それぞれ開催された。
- 自民党における骨太方針策定PT、基本政策検討PT、畜酪小委の検討内容は、農林幹部の調整をふまえ、その一部が4月5日、夏の参議院選挙の農政公約原案に盛り込まれた。農政公約原案の主なポイントは以下の通りである。

【自民党の参院選・農政公約原案の主なポイント】

○水田フル活用
米の直接支払交付金の財源も活用し、予算は責任を持って恒久的に確保 飼料用米の生産努力目標（2025年に110万t）を確実に達成
○農業農村整備予算
10年度の大幅削減前の水準に可及的速やかに復活させることを目指す
○生産資材
生産コスト改革を断行
○原料原産地表示
全ての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地を表示
○都市農業
貸借する場合への相続税納税猶予制度適用など税制上の措置を検討

3. JAグループの対応

- 3月30日に提示された農薬価格の一覧表など価格の見える化に関しては、JA全中が小泉PT委員長と議員事務所にて意見交換をし、誤解を招く内容となっていたことなどを説明した。また、4月7日のJA全中定例会見において、JA全中奥野会長は誤った内容を精査することなく報道することのないよう述べた。
- 自民党PTにおいて議論となっている施設・物流の活用や資材価格の見える化を行うため、JA全中、全農は、JA・連合会の施設・物流の実態・課題把握のための調査を4月下旬から実施する方針である。

4. 畜産・酪農対策の動向

(1) 牛・豚マルキンの動向

- TPP関連政策大綱に示された牛・豚の経営安定対策（マルキン）の法制化については、畜産物の価格安定に関する法律の改正により対応することとされ、2月23日の自民党農林水産戦略調査会・農林部会合同会議に法案の骨子ならびに条文が示され、了承された。（法律改正概要は別紙2の通り。）

- 2月29日には自民党TPP総合対策実行本部・関係部会等合同会議が開催され、TPP協定の承認案ならびに牛・豚マルキンの法制化を含むTPP関連法案が了承された。3月8日にはTPP関連法案が閣議決定され、国会に提出された。
- 民進党は4月5日、関係部門合同会議を開き、政府が11本のTPP関連法案を1本にまとめ一括法案として提案していることに異論が続出した。特に牛・豚マルキンの法制化等の個別対策は切り離すべきとの意見が出たことから、関連法案より先に成立させられるよう、議員立法として今国会に提出することも検討している。

(2) 指定生乳生産者団体制度の動向

- 規制改革会議・農業WGは、平成27年9月11日以降、バター不足を切り口として酪農および生乳流通について、関係者のヒアリング等を行うとともに、28年3月31日に「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく現行の指定生乳生産者団体制度（※参照）を廃止する」ことを主な内容とする提言をとりまとめた。（詳細は別紙2の通り。）

※指定生乳生産者団体制度：

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に規定される団体。合理的な生乳流通と価格形成のために指定されている。昭和41年に制度が制定されるまで、多数の生産者団体（農協や酪農組合）がそれぞれ乳業メーカーと生乳の取引を行っており、集送乳路線の錯綜と、販売先確保の過当競争という課題を抱えていたことが制度開始の背景である。

- 自民党畜産・酪農対策小委員会（坂本哲志委員長）は4月6日の会合で、WGが3月31日にまとめた見直し案を緊急的に議論した。WG案は、酪農経営の自由度を高め、バターの安定供給にも資するという主張だが、議員からは「日本の牛乳流通が大混乱に陥る」などと慎重・反対論が相次いだ。（主な論点は別紙2の通り。）
- ホクレンや酪政連、JA北海道中央会の代表は、6日、現行の指定団体制度の維持について、森山大臣へ緊急要請を行った。森山大臣は、「指定団体制度は、全国で酪農が成り立つ仕組み。制度が果たす機能の維持が大事であり、機能がおかしくなる改革は改悪だ。そうならないよう関係省庁とよく協議する」と応じた。
- また、ホクレンや関東生乳販連などで作る指定生乳生産者団体会長会議は、13日、現行の指定団体制度を維持するよう農水省へ要請した。同会議は、制度によって量を集約することで、大手乳業メーカーに対しても「価格交渉力を強化できる」と説明している。
- 自民党の農林水産戦略調査会（西川公也委員長）は14日、指定団体制度は日本の酪農を発展させるのに重要なものだとし、廃止は生乳需給の混乱などを招くと指摘し、政府の規制改革会議の提言を「受け入れられない」と決議した。
- 森山大臣は15日の記者会見で、自民党の決議を踏まえ、「今後、酪農家の所得向上につながるように、指定団体制度が有する重要な機能が適切に発揮され、酪農家が安心して経営を継続できるように対応していくことが大事」と述べた。

【輸出力強化WGにおける主なポイント】

< 3月14日第4回 >

- ・海外での飲食店経営者や輸出コンサルタントからヒアリング
- ・日本からの輸送コストがかさむ影響で現地の日本食材の小売価格が高止まりしていると指摘。(シンガポール在住の日本食経営者・多田羅博氏)
- ・生鮮の農産物を売り込むには距離が比較的近いアジアが市場になる。オールジャパン体制を整え、産地が協力してリレー出荷体制を整えることが有利販売につながる。(輸出コンサルタント・坂井紳一郎氏)

< 3月22日第5回 >

- ・農林水産物の輸出に取り組む民間事業者などに流通に伴う課題をヒアリング
- ・肉牛は2時間以上の時間が輸送にかかるると枝肉歩留りが下がる。適切な距離に食肉センターの整備が必要。(谷口牧場代表・谷口隆博氏)
- ・日本食品ブームを活かせる流通ルートづくりが必要。(食品卸の国分グループ海外統括部長・奥村恆弘氏)

< 4月5日第6回 >

- ・JAグループの取り組みをヒアリング。また、同日クールジャパン機構や日本貿易振興機構からもヒアリングしている。
- ・JAグループの現状の取組みを説明するとともに、リレー出荷の取組みや、米の輸出専用産地の拡大などを進めると説明。(JA全中会長・奥野長衛氏)
- ・農家の所得増の実現へグループを挙げて輸出拡大に挑戦する決意を述べた。また、経済界との連携にも意欲を示した。(JA全中会長・奥野長衛氏)

【規制改革会議・農業WGにおける主なポイント】

< 2月25日第32回 >

- ・農林水産省、経済産業省、ホームセンター、集荷・直売所運営事業者、農機メーカーからヒアリングが行われた。

< 3月23日第34回 >

- ・JA浜中町などから生乳の生産・流通制度についてヒアリングを行った。
- ・出席した河野太郎規制改革担当大臣からは、指定団体制度を念頭に置いたとみられる「社会環境が変わる中で抜本的に変えていかないといけない。WGで具体案を詰めていってほしい」旨の発言があった。

< 3月30日第35回 >

- ・全農・飼料メーカー・公正取引委員会などから生産資材の価格形成や農産物の流通構造についてヒアリングを行った。
- ・公正取引委員会は、農業分野の独占禁止法違反被疑行為について効率的な調査を実施するために「農業分野タスクフォース」を設置するとともに、農業者等から違反被疑行為の情報を収集する情報提供窓口を設置する旨報告した。

< 3月31日第36回 >

- ・生乳流通に関し、生産数量・販売ルートの生産者自らの経営判断による選択、指定団体と他の販売ルートのイコルフットィングの観点から、現行の指定団体制度を廃止する旨の意見を公表した。

< 4月12日第37回 >

- ・これまでの議論を整理した。
- ・JA全農からヒアリングを行った。委員からは全農の株式会社化を促す意見や、「資材の早期予約は当たり前。より一層の努力が必要だ」旨の発言があった。

【畜産物の価格安定に関する法律の一部改正（概要）】

- ① 肉用牛または肉豚の標準的な販売価格が標準的な生産費を下回った場合に独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）がその差額を補填するための交付金を交付する制度を設ける。
- ② その趣旨を踏まえ、本法の題名を「畜産経営の安定に関する法律」に改める。
- ③ 併せて、近年発動実績が全くない旧来の買入れ・保管・売渡しによる市場介入・需給操作を行う牛肉・豚肉の価格安定制度を廃止する。

※施行期日はT P P協定が日本において効力を生ずる日

【規制改革会議・農業WGの提言の概要と主な論点（メモ）】

＜現状認識＞

- ・生産低迷の最大の原因は「生産者の苦勞が報われていない」点。
- ・酪農業の酪農に歯止めをかけ、新規参入者を含めて活性化するには、生産者の所得の向上が必須であるが、これまでの乳価交渉の結果を見ると不十分な状況。

＜見直しの方向性＞

(1) 消費者ニーズへの的確な対応

- ・生産者や関連産業が自らの創意工夫に基づいて需要開拓できるよう、より柔軟な供給体制を構築し、多様な選択肢を用意することが重要。

(2) 意欲ある生産者による積極的な投資の実現

- ・生産上限枠などの数量管理的な政策を改める制度改正が必要。意欲ある生産者が制約なく自らの経営判断で投資を実行できるようにする。

＜提言＞

我が国酪農業の低迷を食い止めるため、酪農家の所得を向上させ、生産における創意工夫を存分に発揮できる環境を整えることが不可欠。

(1) 現行の指定団体制度の廃止

- ・全ての生産者が、生産数量・販売ルートを自らの経営判断で選択できるよう、補給金の交付を含めた制度面の制約・ハンディキャップをなくす。
- ・指定団体を通じた販売と他の販売ルートとの間のイコールフットイング確保を前提とした競争条件を整備する。

(2) 牛乳・乳製品の流通に係る以下の見直し

- ・特定の団体が学校給食用牛乳の供給に当たって特権的な位置づけがされないよう、運用の明確化。
- ・国家貿易で輸入した乳製品について、最終消費までの流通に係る計画の確認。
- ・バター需給について、よりきめ細かな小売調査と業務用向けへの対象拡大。

【4月6日自民党畜産・酪農対策小委員会の主な論点（メモ）】

- ・牛乳・乳製品は乳業者が生産しており、消費者ニーズへの的確な対応により酪農家の所得向上をはかるためには、再生産が可能な乳価水準を実現することが必要。乳業者の役割について言及がない。
- ・生乳は、毎日生産され、保存がきかず腐りやすいため、短時間のうちに乳業者に引き取ってもらう必要がある。このため、酪農家は、乳業者との乳価交渉において不利な立場。
- ・指定団体に結集することにより、乳業者に対する価格交渉力を高め、集送乳の合理化や広域需給調整等を通じて生乳需給や酪農経営の安定をはかっている、指定団体制度を廃止することで酪農家の所得の向上に逆行する恐れ。
- ・酪農生産基盤は、T P P協定による将来不安や高齢化、労働力の限界等を背景として、酪農家の規模拡大や生産性向上努力を超えて生産基盤が縮小し、生乳需給がひっ迫。
- ・指定団体制度の機能を維持しつつ、関係者が一体となった酪農生産基盤強化や需要に応じた生乳生産に向けた取り組みを促進することが必要。

Ⅲ 農協改革をめぐる情勢

— 農水省、准組合員調査実施方法の検討を開始 —

- 改正農協法、政省令および総合的な監督指針（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。))が、4月1日より施行された。
- 総合的な監督指針では、自己改革に関する項目を新設し、組合員とJA役職員の徹底した話し合いを行うことや、組合員たる農業者から見て経済活動を積極的に行う組織となること等を求める内容が盛り込まれている。
- なお、当監督指針は2月24日から3月24日の間にパブリックコメントを実施し、策定されている。（パブリックコメントの結果については別紙1の通り。）
- 農水省は、改正農協法附則や監督指針に基づき、以下の調査を行うこととしている。

<ul style="list-style-type: none">・担い手（「法人協会会長、指導農業士協議会会長」、「法人協会会員、指導農業士」、「農業者」）、JA向けに自己改革に関する調査・准組合員の事業利用規制に関する調査

- なお、自己改革に関する調査は、夏以降に実施される予定である。先行的に実施されたのは「法人協会会長、指導農業士協議会会長用」と「法人協会会員、指導農業士用」の2つの調査である。（2つの調査のうち「法人協会会員、指導農業士用」の調査票は別紙2の通り。）
- 准組合員の利用規制の在り方に関する5年間の実態調査については、初年度は正・准組合員ごとのJA事業の利用量を調べる手法を確立することとされた。政府はJAが正組合員の所得増大に傾注するよう促すが、一方でJAが地域の生活インフラを支えていることを踏まえ、地域住民へのアンケート調査も行う予定である。
- 手法の確立に当たっては、正・准組合員別の信用、共済、購買など事業の利用量の調査表を作成すること、調査のマニュアルを作成することなどが柱となる。また、事業利用量が把握可能か検証するため、JAへの現地調査も行うとしている。
- 加えて、JAが地域に果たしているインフラ機能を調べるため、購買店舗や金融機関といった施設について、距離や交通手段などの面で、どのような場合に利用が不便になるか、地域住民へのアンケート調査も実施される予定である。調査は都市部、農村部、山間部別での実施が検討されている。

農協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く）
の一部改正に係る意見募集結果

御質問・御意見の概要	御質問・御意見に対する考え方
<p>【役員体制】</p> <p>認定農業者については、行政からJAに対して十分な情報提供がなければ、認定農業者の数に関する調査の実施など、法令の規定に適合した役員体制の構築に支障をきたす。については、行政からJAに対して十分に認定農業者に関する情報提供がなされるよう、万全に対応すべき。また、認定農業者に準ずる者（認定就農者、認定農業者のOB、基本構想水準到達者、指導農業士など）についても、JAからの要望に応じ、行政からの情報提供などについても対応できるようにすべき。</p>	<p>認定農業者については、農協から市町村に対し認定農業者に関する情報の照会があった際は適切に対応する旨が、市町村に対して周知されています。</p> <p>また、認定農業者に準ずる者のうち認定就農者についても、認定農業者と同様に、農協から市町村に対し認定就農者に関する情報の照会があった際は適切に対応する旨が、市町村に対して周知されています。</p> <p>この他の認定農業者に準ずる者については、農協からの要望を踏まえ、行政機関が情報を保有して情報提供が可能なものについては、今後、関係行政機関に対して情報提供の協力を求めていく方針です。</p>
<p>JAは、法令の規定に適合した役員体制を構築するため、「候補者から提出される経歴書」等により、認定農業者又は認定農業者に準ずる者に該当するか否かを確認しようと考えている。行政は、各役員が認定農業者等に該当するかどうかを検証する場合に、当該情報以外の情報を求めることがないようにすべき。</p> <p>また、実践的能力者については、各JAに該当するか否かなどの判断がまかされており、その理由を各JAが総会等で組合員に説明し、役員を決定するという認識で良いか。</p>	<p>行政庁が必要以上の情報提供を農協に対して求めることは適切でないと考えており、行政庁において、役員が認定農業者又は認定農業者に準ずる者に該当するかどうかを検証する必要がある場合には、総会参考資料のうち当該役員に係る略歴を確認するとともに、選任理由等についての総会等における組合員への説明内容を聴取することとし、その旨をII-1-2-3-2(3)③イ(注4)として追加いたしました。</p> <p>また、実践的能力者については、貴見のとおりです。</p>
<p>認定農業者の数に関する調査は、理事の全部改正の可能な限り直近の時点において行うこととされているが、理事の選考が始まる数ヶ月前ではどうか。</p>	<p>理事の選任までの間に組合員に占める認定農業者の数が大きく変動することがない限り、理事の選考が始まる数ヶ月前に行われた調査の結果に基づき、例外規定の適用の可否を判断することは差し支えありません。</p>
<p>認定農業者の数に関する調査の結果の公表は、組合のホームページに「認定農業者数 ○人 平成○○年○月○日現在」と掲載すればよいか。</p>	<p>調査結果の公表事項には、当該農協の正組合員である認定農業者の数及び調査時点が含まれていれば、様式等の指定はありません。</p>
<p>認定農業者や実践的な能力者が理事になっただけでは、現状はあまり変わらない。関係者（中央会その他JAグループ、単位農協の役職員・組合員）が、理事の職務の認識を深め、理事がその能力を発揮できるよう、環境や風土を改善</p>	<p>組合員と農協の役職員が徹底した話し合いを行い、自己改革を進めていただくことが重要と考えます。</p>

することが重要と考える。	
理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう、若い世代や女性の積極的な登用にに向けた働きかけを行う等の配慮とは、青年部枠や女性枠を設けることにとられる必要はないのか。	若い世代や女性の積極的な登用が行われていれば、その方法は青年部枠や女性枠の設置にとられる必要はありません。なお、青年部枠や女性枠を設ける場合には、若い世代や女性の積極的な登用に資するものである必要があります。
【人事ローテーション】 内部けん制に関する人事ローテーションについては、信用事業及び共済事業の職員に限った内容としているが、事故防止の観点から、各JAの事業・事務の実態に応じて、その他の事業でも必要な人事ローテーションの確保に取り組むことは差し支えないか。	人事管理のあり方については、各農協において判断すべきものであり、信用事業・共済事業以外の職員に対する人事ローテーションについても、各農協の人事方針に基づいて行うことは差し支えありません。
今回の監督指針の改正後は、信用事業及び共済事業以外の職員については、5年以上同一の職務に従事させてもよいのか。	
不正防止や金融事業を優先させるために短期間での異動が多く見られ、営農・経済部署で専門性の高い職員を育成することが難しくなっている。このため、①外部監査を増やして不正を防ぐ、②職員の処遇を改善する、③スキルアップに関する統一的な評価方法を作る、ことが必要と考える。	参考意見として承ります。
審査課が総務部に設けられている場合でも、当該審査課の職員は信用事業の職員として人事ローテーションの対象となるのか。	信用事業の職員かどうかは、職務の内容により判断する必要があります。
【連続職場離脱】 現金を扱わない職員を連続職場離脱の対象外とすることについて、連続職場離脱を連続休暇と位置付けている場合、労働条件の変更として職員組合との協議が必要か。	連続職場離脱の実施方法は各農協によって区々であり、一概にお答えすることはできません。
「現金を扱う職務など」の「など」に、重要な個人情報に含まれるか。	ここでの「など」には、例えば有価証券が含まれます。
【自己改革の実行】 農協は、「法が改正され、自己改革が求められている」との意識が強く、真の自己改革になっていない。また、前例踏襲・中央会頼りの消極的な体質のため、改革がされていない。法改正の趣旨の更なる周知徹底を図る中で、農協の意識改革を強く指導・監督してほしい。	組合員から評価されるよう、各農協において自己改革を進めていただくことが基本となりますが、行政庁としても、今回の法改正の趣旨の周知徹底を図るとともに、各農協の自己改革の実施状況等を把握し、必要な場合には、農協に対して取組の改善を促して参ります。
今回の農協法改正に対して、「法律が改正され	

<p>て農協運営が厳しくなった」などとJAグループの組織防衛の視点が強調され、改正の趣旨が正確に組合員に伝わらず、組合員と組合役職員との話し合いがほとんど進んでいない。農業者・正組合員から、法改正でよくなったといわれるよう、よろしく願います。</p>	
<p>【准組合員制度】 准組合員利用規制のあり方については、今後5年間調査を行い、検討を加え、結論を得るとしている。このことを受け、今般の監督指針の改正では、現行の「Ⅱ-1-2-3 准組合員制度の運用」を削除しつつ、准組合員制度の考え方を変えずに、新規項目の「Ⅱ-6 正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況等の調査」に記載しているという認識で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>JAが本来的には農業者のための組織であろうとも、組合員への奉仕という点では正・准組合員の別は関係なく、組合に出資した組合員に対して公平にサービスを実現すべきであることから、准組合員制度の運用について言及している「Ⅱ-1-2-3 准組合員制度の運用」は削除すべきではない。</p>	<p>今回の監督指針の改正案では、「Ⅱ-6 正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況等の調査」において、准組合員制度について記述しています。</p>
<p>過疎地が多く周辺に代替施設がない地域では、准組合員の位置付けを積極的に認め、農協に対して准組合員の意見も取り入れることを明記した方が良い。</p>	
<p>より実効性のある自己改革を進めるために、正・准組合員の事業利用の状況等の調査について、具体的な内容を教えてほしい。</p>	
<p>正組合員及び准組合員の組合の事業利用の状況等の調査は行う必要がなく、また、監督指針で定める必要もない。</p>	<p>正組合員及び准組合員の組合の事業利用の状況等の調査は、農協法改正法附則第51条第3項において、実施することが定められています。</p>
<p>【女性役員の登用等】 役員に占める女性の割合を平成33年度までに15%を目指す成果目標について、次の理事の全部改選が平成30年度の場合、平成30年度の総代会で目標を達成する必要があるか。</p>	<p>女性役員の登用に関する具体的な方法等は各農協に委ねられていますが、いずれにしても、役員改選の時期などを踏まえつつ、目標達成に向けた取組を進めていただく必要があります。</p>
<p>女性の総代就任や女性組合員の加入などの成果目標の設定については、行政の指導はないと解してよいか。</p>	<p>女性の総代就任や女性正組合員の加入促進などに関する目標については、自主的に取り組んでいただくことを想定しています。</p>
<p>【中央会制度】 農協法改正法附則の規定により存続すること</p>	<p>組合員と農協の役職員が徹底した話し合いを行</p>

<p>とされた「存続中央会」の各組合への指導については、法改正の経緯等を踏まえ、中央集権的でなく、組合の自主性を尊重し、農業者と組合役職員との話し合い等に特に留意したものとなるよう、行政においてよく監督してほしい。</p>	<p>い、自己改革を進めていただくことが重要であり、存続中央会が事業を行うに当たっても、そうした今回の法改正の趣旨を踏まえたものがある必要があると考えます。</p>
<p>真の農家のための組織として中央会が位置づけられればいい。以前は必要であったが今は必要でなくなっている組織は、ほかにあると思う。</p>	<p>参考意見として承ります。</p>
<p>【監査】 全国中央会が新たに設立することとしている監査法人の監査を受けるか、会計監査人の監査を受けるか、その他の団体の監査を受けるか、又は監査を受けないかは組合の任意であり、監査を受けないことについて行政の指導はないと解してよいか。また、監査の内容についても任意と解してよいか。加えて、各組合におけるそれらの判断は、理事・理事会が行うのか、監事・監事会が行うのか。</p>	<p>今回の農協法改正により、これまで全国中央会の財務諸表監査を受けることが義務付けられていた農協及び農協連合会については、平成31年10月以降は、会計監査人の監査を受けることが義務付けられます。その際、どの監査法人等を会計監査人に選任するかは、各農協及び農協連合会の判断に委ねられます。また、会計監査人の選任には総会の決議が必要となり（農協法第37条の3第1項において準用する会社法第329条）、選任議案の内容は監事が決定することとなります（農協法第37条の3第1項において準用する会社法第344条）。</p>
<p>【その他】 組合員が多数存在し、全員での会議や討論会ができない場合は、アンケートや意向調査・代表者による会議をもって、徹底した議論としてよいか。</p>	<p>議論の方法は問いませんが、徹底した議論が行われたと組合員から評価されることが必要と考えます。</p>
<p>役員体制についての組合員と役職員との徹底した議論とは、地区座談会でなくとも、生産者部会等の会議の機会をとらえて説明することでもよいか。</p>	
<p>今回の法改正では、監事の構成要件などは議論になっていないが、監督指針において、監事監査の重要性（理事の職務執行の監査であること他）・監査環境の整備（監事の独立性の確保他）などについても記載いただきたい。</p>	<p>監事については、現行の監督指針において、独立性が確保されているか、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか等、監督上の着眼点を示しています（現行Ⅱ-1-2-4 2(4)）。</p>
<p>現在、監事は全国中央会の『JA監事監査基準』に準拠して監査を実施しているが、法改正後は何に準拠することになるのか。公益社団法人日本監査役協会の『監査役監査実施要領』に準拠するのはどうか。</p>	<p>各監事の責任において適正にその職務を遂行していただくことが重要であり、その際、必要な場合には、お尋ねの『監査役監査実施要領』を参照することも一つの方法と考えます。</p>

法人協会会員、指導農業士用

農協改革の実施状況についてお尋ねします。

回答については、該当する番号を○で囲んで下さい。

1. あなたの地域のJAは、今般の農協改革を契機に、今後のJAの農産物販売事業の進め方や役員を選び方等について、担い手農業者の方々と徹底した話し合いを進めていますか

【次の中から一つお選び下さい】

- ① 今般の農協改革を契機に、話し合いを進めている（又はこれまで行ってきた話し合いを強化した）
 ② 話し合いを進めようという雰囲気はあるが、まだ話し合いは進んでいない
 ③ 話し合いを進めようという雰囲気がない

2. あなたの地域のJAは、今般の農協改革を契機に、農業者の所得向上に向けて、農産物販売事業の見直しを進めていますか

【次の中から一つお選び下さい】

- ① 今般の農協改革を契機に、具体的な取組みを開始した（又はこれまでの取組みを強化した）
 ② 検討しているようだが、具体的な取組みには至っていない
 ③ 検討している雰囲気がない

3. あなたの地域のJAは、今般の農協改革を契機に、農業者の所得向上に向けて、生産資材購買事業の見直しを進めていますか

【次の中から一つお選び下さい】

- ① 今般の農協改革を契機に、具体的な取組みを開始した（又はこれまでの取組みを強化した）
 ② 検討しているようだが、具体的な取組みには至っていない
 ③ 検討している雰囲気がない

4. あなたの地域のJAは、今般の農協改革を契機に、農業者の所得向上に向けて、理事の選出方法等の変更を行おうとしていますか（今回の普通法改正で、農協の理事の過半は原則として認定農業者又は原簿等のプロとしなければならないことになりました）

【次の中から一つお選び下さい】

- ① 今般の農協改革を契機に、具体的な動きが始まっている
 ② 検討しているようだが、具体的な動きには至っていない
 ③ 検討している雰囲気がない

5. あなたの地域のJAで、担い手を理事に登用することについては、どのような状況ですか

【次の中から一つお選び下さい】

- ① JAの理事になろうとする担い手もあり、JAも登用に積極的
 ② JAの理事になろうとする担い手はあるが、JAは登用に消極的
 ③ そもそも担い手の中に、JAの理事になろうとする者がいない

（③の理由を具体的に記述）

JAに加入されている方は、JA名を記入してください（ ）

IV 県の平成28年度予算・施策とJAグループの要望結果 —競争力の高い農林水産業の実現をめざし予算編成—

- 3月25日、一般会計予算総額を2兆5,250億円（前年対比1.7%増）とする平成28年度の県の予算関係議案が愛知県議会において可決、成立した。農林水産関係予算は全体で726億円、うち一般会計予算は、前年対比4.8%増の706億円となった。なお、県予算全体に占める割合は、昨年度から0.1ポイント増の2.8%となった。
- 県税収入は、法人二税や地方消費税の増収により、県税全体としては、前年度当初予算から増加するものの、税収増に伴う地方交付税及び臨時財政対策債の減や、税収に連動する税交付金等の支出の増加が見込まれるので、実質収入ベースの一般財源としては、前年度当初から微増にとどまっている。一方、歳出では、義務的経費である医療・介護などの扶助費が確実に増加しており、公債費も高止まり傾向にあり、依然として厳しい財政運営を強いられている。
- このような状況の中で、県は、産業力、人材力、地域力を一段と高め、愛知のさらなる飛躍、そして「日本一元気な愛知」をつくり、地域間競争、都市間競争に勝ち抜き、愛知から日本の未来をつくっていくとして予算編成を行った。
- 農林水産関係予算は、平成28年3月に策定した平成32年度を目標年度とする「食と緑の基本計画2020」に定める
 - ① 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保
 - ② 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践
 - ③ 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくりを施策の3本柱として、新技術の開発普及による生産力の強化、ブランド力の強化による需要の拡大、基盤整備による生産性の向上など、様々な取組を盛り込んだ内容になっている。なお、3つの柱の予算は、①が336億円、②が13億円、③が274億円である。
- JAグループでは、28年度県予算・施策について、県知事をはじめ農政議員連盟、農林水産部長等への要請活動を行ってきた。結果は別紙1の通りである。
- また、28年度の国の農業施策についても、国会議員をはじめ農林水産省、東海農政局長等への政策提案活動を行ってきた。結果は別紙2の通りである。

【 農林水産関係の平成28年度予算 】

(単位：千円、%)

会 計 名		平成28年度予算額	平成27年度予算額	前年対比
一般会計	農林水産費	70,484,429	67,257,167	104.8
	災害復旧費	114,055	114,055	100.0
	計	70,598,484	67,371,222	104.8
特別会計	就農支援資金	513,337	427,024	120.2
	県有林野	1,393,514	792,044	175.9
	林業改善資金	30,998	30,955	100.1
	沿岸漁業改善資金	97,514	97,535	100.0
	計	2,035,363	1,347,558	151.0
合 計		72,633,847	68,718,780	105.7

【 平成28年度 食と緑基本計画体系 集計表 】

(単位：千円)

基本計画体系	平成28年度	平成27年度	差引 H28-H27	率 H28/H27
1 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保	33,591,018	33,930,859	△339,841	99.0%
(1) あいちの強みを生かした技術による品質や生産性の向上	1,313,005	1,174,968	138,037	111.7%
(2) マーケットインの視点に立った生産・流通の改善と需要の拡大	2,818,939	2,056,350	762,589	137.1%
(3) 意欲ある人が活躍できる農業の実現	26,612,475	27,404,596	△792,121	97.1%
(4) 資源を生かす林業の実現	1,631,448	1,933,380	△301,932	84.4%
(5) 持続可能で活力ある水産業の実現	854,166	1,101,697	△247,531	77.5%
(6) 食品の安全・安心の確保と環境への配慮	360,985	259,868	101,117	138.9%
2 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践	1,266,540	629,221	637,319	201.3%
(1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進	1,256,985	621,770	635,215	202.2%
(2) 食育の推進による健全な食生活の実践	9,555	7,451	2,104	128.2%
3 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり	27,367,989	23,519,150	3,848,839	116.4%
(1) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保	19,405,415	15,672,119	3,733,296	123.8%
(2) 森林・農地・漁場の有する多面的機能の発揮	6,892,547	6,985,145	△92,598	98.7%
(3) 農林水産業を核とした元気な地域づくり	1,070,027	861,886	208,141	124.1%
基本計画体系 合計	62,225,547	58,079,230	4,146,317	107.1%
4 その他（職員給与等）	10,408,300	10,639,550	△231,250	97.8%
基本計画体系+その他	72,633,847	68,718,780	3,915,067	105.7%
一般会計	70,598,484	67,371,222	3,227,262	104.8%
特別会計	2,035,363	1,347,558	687,805	151.0%

平成 28 年度県予算・施策に関する要請の措置状況

四角囲み、ゴシック文字が回答（数字は予算額）
 単位は千円、カッコ内は前年度当初予算
 〔重〕 は重点要望事項
 国費：国庫補助を受けて、県が実施する事業
 単補：県が独自に他団体等の事業等を奨励するもの
 消県：国庫補助を受けないで、県が実施する消費的事业

I. 安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保

1. 愛知県農業の確立と施策の推進

〔重〕 (1) 食と緑の基本計画の達成について

- ① 「食と緑の基本計画 2015」で掲げている農業産出額 3,500 億円の目標達成のためには、県及び農業関係組織・団体の総力を上げての取組みが必要である。JAグループも県行政と連携を図り、積極的に取り組んでいくので、県においては、これまで以上に、農商工のバランスが取れ、都市と農村が共存するといった本県の特徴を踏まえた農業の振興に力をいれていただきたい。そのために、農業予算の十分な確保を図り、県産品のブランド化、園芸振興など将来にわたり本県農業の強みにつながる農業及び条件不利にある中山間地域での農業や都市農業の振興に必要な予算に対して重点的な配分を行なわれたい。
- ② 次期基本計画では、若者が将来に夢を持って農業に取り組めるような具体的かつ戦略的な方向を明示するとともに、JAグループや農業者も役割を分担し、県と連携を図りながら進める各種施策の積極的な推進を図られたい。

《施策の推進》

【農林政策課】 農林水産関係予算 70,598,484（一般会計総額）(67,371,222)

※「食と緑の基本計画 2020」に基づき、総合的、計画的に各種施策を推進

JAグループ等と連携して、若者が将来に夢を持って農業に取り組めるよう、本県の強みや特長を生かした効果的な施策を展開することにより競争力のある農林水産業を実現をめざす

12の重点プロジェクトを掲げ、施設園芸の高度化、ブランド力の強化、直売所の交流拠点化や中山間地域の賑わいづくりなどを位置づけている

2. TPP対策の推進について

〔重〕 TPP交渉は、10月5日、米国アトランタで開催されていた加盟12か国の閣僚会合において大筋合意された。

この合意の内容は、自動車産業を中心とする愛知県の製造業にとって大きなメリットがあると伝えられているが、その反面、農業者には将来に対する大きな不安をもたらしている。

これまで、愛知県の産業は商工業と農林水産業がバランスよく発展してきたが、今後とも、これを継続するため、農業者の不安を払しょくし、農業者が将来に希望を持って安心して農業に取り組めるように、万全の対策を国に対し要望するとともに、愛知県の実情に応じた対策を検討されたい。

《国への働きかけ》

- 【農林政策課】 TPPへの対応について、国に対して働きかけ
- ・東海農政局（平成 27 年 10 月 29 日）
 - ・農林水産省・内閣官房（平成 27 年 10 月 30 日、11 月 5 日）

＜要請の概要＞

- (1) TPP協定の実施に伴い生ずる諸課題について、国は責任を持って万全の対策を講じること
- (2) 国民への合意内容の正確かつ丁寧な説明と情報提供に努めること

3. 生産者と消費者の思いを伝える農林水産業の推進

【重】(1) 本県産農畜産物のブランド化の推進と販売促進活動の支援強化について

- ① 知事自らの積極的なトップセールスの継続実施、マスメディアや県出身の有名人の積極的かつ効果的な活用、観光事業と連携した県産農畜産物のPR活動に取り組みたい。
- ② 消費者や実需者の評価も得られる県独自の新品種の育成や栽培品種の誘導、生産技術の普及、育成した品種の消費者への認知・定着促進策など、研究開発、生産対策、消費対策が一体となったブランド化の推進を図られたい。
- ③ あいちの農林水産物ブランド力強化事業の拡充を図り、多くの県産農畜産物について、知名度向上と需要拡大に取り組みたい。
- ④ 産地自らが行うブランド化の推進、販売促進活動に対して支援を願いたい。
- ⑤ 消費の中心である京浜地域における情報収集活動・機能強化は必須であり、そのために必要な本県職員の大田市場駐在に係る予算・要員の確保を図られたい。

《トップセールス、観光との連携》

【食育推進課】愛知県農産物需要拡大推進協議会負担金（消県） 1,100 (1,100)

※事業主体：愛知県農産物需要拡大推進協議会

事業内容：首都圏における知事トップセールスや量販店でのPR、農林水産祭への出展、市場関係者による品質評価会の開催、消費宣伝用農産物提供等を実施

【食育推進課】地産地消推進費（消県） 1,057 (1,222)

※事業主体：県

事業内容：「いいともあいち運動」の中で観光関係事業者とも連携を図る

《新技術・新品種の開発及び普及指導》

【農業経営課】試験研究費の一部（消県・国費） 306,355 (306,271)

※事業主体：農業総合試験場

事業内容：消費者や実需者の評価が得られる新技術・新品種の開発

【農業経営課】農業改良普及事業の一部（消県・国費） 1,473,377 (1,471,738)

※事業主体：県

事業内容：産地の実情に応じ、高品質、高収量、省力・低コスト等の生産技術について、関係機関と連携して普及指導を実施

《ブランド力強化》

【農林政策課、食育推進課、園芸農産課、畜産課】いいともあいちブランド力強化事業費（国費） 27,810 (13,967)

※事業主体：県

事業内容：「いいともあいち運動」のシンボルマークを積極的に活用し、消費者と生産者等との交流を通じて、あいちの農林水産物全体のイメージアップによる需要拡大を

図るとともに、産出額等が全国トップレベルの名古屋コーチン、花き、抹茶、あさり、うなぎ、小麦のブランド力強化を図る

【園芸農産課】果樹・花き振興指対策費のうち果実品質向上推進費（消県） 266 (104)

※事業主体：あいちのフルーツコンテスト実行委員会、愛知県いちご品評会実行委員会

事業内容：いちご品評会、ぶどう及びいちじくコンテスト、消費拡大のためのフェア等を開催

【食育推進課】6次産業化支援事業費（国費） 25,514 (43,350)

※事業主体：県

事業内容：推進会議、人材育成研修会の開催、6次産業化サポートセンターの設置、新商品の開発や加工施設等の整備に対する助成

《大田市場》

【食育推進課】東京事務所農産物流通対策グループ運営費（消県） 3,465 (3,607)

※事業主体：県

東京都中央卸売市場大田市場に職員が駐在し、京浜地域を中心に農産物の流通情報の収集、県産農産物のPR及び販路拡大に取り組む

重 (2) 「花の王国あいち」の取組強化について

- ① 全国一を誇る本県花き産業の一層の発展と、暮らしの中に花を取り入れる「花いっぱい県民運動」を推進するため、「花きの振興に関する法律」に基づき平成27年度に県が策定を予定している「花き産業及び花きの文化の振興に関する計画」に基づいて、花きの生産・流通・販売・消費拡大等にわたる積極的な施策の展開を図られたい。
- ② リニア中央新幹線の開通に向けて、本県での「国際園芸博覧会」を始めとする花と緑のイベントの誘致開催に取り組まれたい。
- ③ 花の消費拡大に関するイベントの予算を拡充し、生産者、実需者、消費者の思いが通い合うものとして開催されたい。また、花いっぱい県民運動の継続的な展開や、フラワーバレンタインプロモーションなどの実施により新たな物日（ものび）を創出するなど、本県産花きのさらなる需要拡大に取り組まれたい。

《振興計画等》

【園芸農産課】花き総合振興対策事業推進費（消県） 468 (468)

※事業主体：県

事業内容：花き振興計画の推進、生産流通体制の整備支援など

《花と緑のイベント及び需要拡大》

【園芸農産課】あいち花フェスタ開催費負担金（消県） 7,500 (新規)

※事業主体：あいち花フェスタ2016実行委員会（仮称）

事業内容：花や緑あふれる豊かな暮らしづくりに向けて、県民参加型の花と緑のイベントを地域からの提案等を踏まえて県内各地で開催

【園芸農産課】花の王国あいち需要拡大推進事業費負担金（消県） 7,842 (7,842)

※事業主体：花の王国あいち県民運動実行委員会

事業内容：「今月のあいちの花」のPR、花育の推進、あいちフラワーカップの開催、花き関係イベント以外への愛知産花きの提供などによる県内需要の拡大を図る

【園芸農産課】いいともあいちブランド力強化事業費のうちあいち花文化・花空間創出事業費（国費） 5,964 (4,390)

※事業主体：県

事業内容：男性から女性に花を贈る「フラワーバレンタイン」運動を推進するとともに、あいちの花をPRする「おもてなし花壇」を名古屋駅前及び本庁舎に設置

【園芸農産課】関東東海花の展覧会開催負担金（消県）	1,100（1,100）
※事業主体：関東東海花の展覧会	
事業内容：本県産花きの主要出荷先である首都圏において開催される品評会に参加し、首都圏の消費者に本県産花きのPRを行う	
【園芸農産課】アンタルヤ国際園芸博覧会出展事業費（消県）	15,608（新規）
※事業主体：アンタルヤ国際園芸博覧会出展愛知実行委員会（仮称）	
事業内容：アンタルヤ国際園芸博覧会に農業団体とともに出展し、本県花きをPRするとともに、花きの販路拡大をめざす	

(3) 6次産業化・県産農畜産物の輸出への取組支援について

- ① 6次産業化について、農業者が主体的となり、農業所得の拡大につながる取組みとなるよう、地域の企業・商店との連携、加工品の開発、食品衛生法に基づく加工施設への適切な指導など、6次産業化サポートセンターを始めとした、関係機関・団体等の密接な連携による支援を願いたい。
- ② 県産農畜産物の輸出について、国やジェトロ等と連携し、相手国の規制・流通などの各種の情報収集、アンテナショップ等による試験販売のほか、相手国の流通業者との連携、販路開拓等、ビジネスとして成り立つまでの幅広い支援を継続的に講じられたい。

《6次産業化》	
【食育推進課】6次産業化支援事業費(国費)【再掲】	25,514(43,350)
※事業主体：県	
事業内容：農林漁業者等が取り組む6次産業化を支援するため、推進会議や人材育成研修会の開催、6次産業化サポートセンターを設置するとともに、加工機械の整備に対して助成	
【農業経営課】農業改良普及事業の一部(国費・消県)【再掲】	1,473,377(1,471,738)
※事業主体：県	
事業内容：農業者が取り組む起業、加工品開発、直売等の活動に対して、相談・技術指導等を行う	
《適切な指導》	
【生活衛生課】食品衛生監視指導事業の一部(国費、消県)	119,711(121,641)
※事業主体：県	
事業内容：漬物等の農産物の加工品を製造・加工する者を把握し、製造等の規模に関わらず「漬物の衛生規範」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」、「愛知県食品衛生条例」に基づき、食品衛生監視、収去検査を実施し、食品の衛生的な取扱い、施設の衛生管理、適切な表示等について助言、指導を行う	
《県産農産物の輸出の幅広い支援》	
【食育推進課】あいちの農林水産物輸出拡大戦略事業(国費、消県)	7,592(9,763)
※事業主体：県	
事業内容：マレーシアの百貨店において県産農林水産物等の販売促進会と商談会を行う「愛知フェア in マレーシア」を開催するとともに、中部北陸各県と連携して海外での販売促進会に参加する。また、あいちの農林水産物輸出促進会議を実施し、県産農林水産物の輸出促進を図る	

4. 多様な担い手の育成・確保

(1) 担い手の育成・確保に関する取組支援について

- ① 市町村における認定農業者制度について、農業経営改善計画における所得目標等を一律に設定させるのではなく、将来的に地域の農地の維持・農業生産に携わる多様な担い手の育成・

確保が図られるよう地域の実情に応じた制度の運用を行うことについて、市町村に対して働きかけを願いたい。

- ② 女性農業者、定年就農者等の幅広い分野から地域農業の担い手を確保するため、産直出荷に向けた作付用農地の貸付等の支援を行い、参入を促すとともに、これらの者の活躍を図るため、農業用施設・機械のリース事業の創設、産直施設、加工施設の整備に対する支援措置を講じられたい。
- ③ J Aにおける「担い手に対する出向く体制」の活動について、農林水産事務所の専門的見地からの支援を願うとともに、併せて、担い手の抱える規模拡大、法人化、経営継承、雇用確保などの多様な課題に対して出向く体制との連携の下、指導願いたい。

《認定農業者制度の指導・助言》

【農業振興課】地域農政総合推進費のうち担い手総合支援事業指導事務費(消県) 200 (231)

※事業主体：県

事業内容：認定農業者制度の指導・助言等を実施

《担い手支援》

【園芸農産課】農畜産業振興事業費補助金のうち地域農業振興事業(単補) 1,348 (2,513)

※事業主体：農協・農事組合法人、農業者の組織する団体等

事業種目：産地・消費者交流促進施設整備事業

補助率：1/3 以内

【農業経営課】農業経営力向上支援事業費(国費・消県)

※事業主体：県

事業内容：次世代を担う経営体が基幹経営体となるよう育成しつつ、さらなる経営発展、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等ができるよう農業経営の法人化を推進

【農業経営課】農業改良普及事業の一部(国費・消県)【再掲】 1,473,377(1,471,738)

※事業主体：県

事業内容：技術革新等による競争力ある経営体の育成を図るため、担い手に対する普及指導を行う

重 (2) 新規就農者の確保について

- ① 法人就職、就農希望者等に対する県段階での就農相談会を継続的に開催されたい。また、普及組織、農業大学校、農業高校等における相談活動、先進農業者や農業大学校における農業技術の習得研修を強化されたい。
- ② 就農にあたって必要となる農地の確保、機械・施設の導入、法人等への就職の場合の情報提供について、市町村とも連携を密にして支援を願いたい。
- ③ 離農農家の空ハウスや、畜舎の利用については、投資費用を抑える有用な手段であるので、離農農家から新規就農者への円滑な継承、簡易な整備・補修等に対して助成措置を講じられたい。
- ④ 親元での就農について、親から子への安定した経営継承が図られるよう就農時の規模拡大に伴う農業機械の導入・ハウスの増設等に対する助成措置を講じられたい。
- ⑤ 青年就農給付金について、親元就農の場合も、農地の権利にかかわらず、親の経営と経理の面で独立していれば青年就農給付金の対象とするなど、交付要件の大幅な緩和を国に働きかけるとともに、県独自の就農給付金等の支援についても検討されたい。

《新規就農者の確保》

【農業経営課】農業後継者育成事業費（消県）

492（491）

※事業主体：県

事業内容：農起業支援センターが実施する新規就農希望者への就農支援や市町村やJA等が実施する農業塾等への支援及び新規就農支援に係る関係機関と連絡調整会議を開催

【農業経営課】新規就農・経営継承総合支援事業のうち青年就農給付金（国費）

513,625（306,875）

※事業主体：準備型・・・県 経営開始型・・・市町村

事業内容：就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する青年就農給付金を一人あたり年間最大で年間150万円給付

《農業技術の習得研修》

【農業経営課】農業者生涯教育研修（国費）

2,157（2,188）

※事業主体：農業大学校

事業内容：新規参入者、Uターン就農者を対象とした「ニューファーマーズ研修」等を実施

【農業経営課】農業機械研修（消県）

2,227（2,227）

※事業主体：農業大学校

事業内容：「大型免許研修」、「けん引研修」、「大型トラクター研修」等、農業機械に関する知識・技術・技能を習得させるための研修を実施

【農業経営課】新規就農・経営継承総合支援事業のうち農業者育成支援研修（国費）

8,690（8,858）

※事業主体：農業大学校

事業内容：主に農業以外の分野からの就農を目指す者を対象とした、就農支援のための研修を実施

《国への働きかけ》

【農業経営課】要請の趣旨について、国に対して働きかけ

-（-）

・東海農政局長に要請書を手渡し（平成27年10月29日）

重 （3）経営所得安定対策について

- ① 経営所得安定対策については、品目ごとの一定基準の所得補償が図れる仕組みへの見直しを図るよう国に働きかけられたい。
また、産地の独自の取組みの拡大など、地域の実情にあった制度運用が行われるよう国に働きかけられたい。
- ② 飼料用米については、既存の麦・大豆産地との調和、用水確保や流通への課題を十分に踏まえた上で、農業者や関係機関と連携の下、推進を図られたい。また、飼料用米の種子供給体制の整備、多収米の開発・普及に取り組まれたい。
- ③ 米の直接支払交付金の廃止などに係る制度変更については、継続して農家への周知、理解増進に努められたい。

《国への働きかけ》

【園芸農産課】要請の趣旨について、国に対して働きかけ

-（-）

・東海農政局長（平成27年10月29日）

・農林水産省（平成27年10月30日）

《飼料用米の種子供給体制の整備》

【園芸農産課】

-（-）

平成29年度から専用品種による飼料用米生産に取り組めるように、引き続き愛知県米麦振興協会及び関係農業団体と連携

《多収米の開発》	
【農業経営課】試験研究費のうち作物技術試験研究費(国費・消県)【再掲】	25,005(20,347)
※事業内容：多収性などの新技術・新品種の開発	
【畜産課】自給飼料生産振興事業費(消県)	420(485)
※事業内容：飼料用稲利用に関する普及啓発等	
《制度の周知、理解増進》	
【園芸農産課】水田農業経営所得安定対策推進費補助金(国費)	137,337(123,014)
※事業内容：事務経費を地域再生協議会に助成	
【園芸農産課】水田農業経営所得安定対策推進指導費(国費・県費)	5,659(6,452)
※事業内容：市町村別生産目標の算定、通知などの事務費	

(4) 生産資材対策について

- ① 肥料、燃油等の生産資材の高騰に対応して、省資源型の栽培技術の確立・普及に取り組まれない。また、施肥コスト低減のための土壌診断結果に基づいた施肥設計の見直しや肥料開発など施肥改善指導に対して、引き続き支援を願いたい。
- ② 燃油価格高騰緊急対策については、燃油高騰時に対応し、燃油を利用する農家のすべてが支援を受けられる恒久対策として制度化されるよう国に働きかけられたい。
- ③ 配合飼料価格差補てん事業の基金予算の確保及び肥料、被覆資材、乾燥牧草等の高騰に対する緊急対策の創設について、国に働きかけられたい。
- ④ 施設園芸等に係る電気料金の低減に向け、電力使用の実態等に対する電力会社の理解醸成に努めるとともに、JAグループの取組みに対して支援願いたい。
- ⑤ 農業機械の盗難防止対策として、マスコミを利用した盗難手口の公表、名古屋港税関との連携による検閲体制の強化を図るなどの取組みを実施するほか、生産者の格納倉庫敷地における防犯カメラの設置等への助成を講じられたい。

《施肥改善指導》	
【農業経営課】環境保全型農業推進費(国費・消県)	250(400)
※事業主体：県	
事業内容：GAP手法の導入・利用推進、エコファーマーの育成など	
《栽培技術の開発》	
【農業経営課】試験研究費の一部(国費・消県)【再掲】	306,355(306,271)
※事業主体：農業総合試験場	
事業内容：省資源、低コストを目指した栽培技術の開発	
《燃油価格高騰対策》	-(-)
【園芸農産課】燃油価格高騰緊急対策のうち施設園芸セーフティネット構築事業については、平成28事業年度まで継続	
《飼料価格高騰対策》	
【畜産課】要請の趣旨について、国に対して働きかけ	-(-)
【参 考】	
配合飼料価格安定制度の財源確保等について、国に要望を実施	
・東海農政局(平成27年7月1日、10月29日)	
・農林水産省(平成27年7月2日、10月30日)	
【畜産課】自給飼料生産振興事業費(消県)【再掲】	420(485)
※事業主体：県	

事業内容：飼料用稲利用に関する普及啓発等

《電力会社の理解醸成》

【園芸農産課】

- (-)

中部電力(株)と情報交換を行うなど施設園芸における電力使用の実態等に対する理解醸成に努めるとともに、JAグループの取組に対して支援

《盗難防止対策》

【農業経営課】農作業安全対策事業のうち農業機械作業安全対策

50 (58)

※事業主体：県

事業内容：農作業事故ゼロ運動重点対策の推進、農業機械士の認定など

重 (5) 補助事業の充実・強化について

① 国の農業関係の補助金について、積極的に農家への情報提供を図るとともに、経済産業省等の他省庁の補助金の活用に対しても助言等を願いたい。

また、間接補助事業になる場合の事業採択にあたっては、国が示す以上の要件を課すことのないよう、国において緊急対策として補正予算が措置された場合は、県での予算措置等の遅れから実施できないことのないよう国の補助事業の積極的な活用を図られたい。

② 国の補助事業では対象とならない以下のような取組みに助成する県単独の補助事業の拡充を図られたい。

(ア) 農家の資本力が弱く、融資対応が困難な山間地域でのハウスや機械等の農業基盤の整備を図る山間地営農等振興事業の増額

(イ) 先駆的に新しい技術や施設を導入する場合や、県の強みを生かした農業を継続して育てていくために欠かせない温室の再整備等を図る地域農業振興事業予算の大幅な増額

(ウ) 加工・業務用野菜の産地形成を図るために導入する物流コスト低減に繋がるコンテナ、計量機等の機器、貯蔵施設の設置など流通体制の整備に対する助成

(エ) 受託者が小規模な耕作放棄地を整地する場合に要する土木機械の購入又はリースに要する経費助成の創設

(オ) 果樹栽培等における大規模農家へのほ場集約、流動化を図るため、借受時に実施する生産性向上のための改植・土壌改良などに対する助成

(カ) 老朽化したJAの共同集出荷施設、共同乾燥調製施設、堆肥製造施設等の機能高度化を図るための更新、再整備、付帯機能施設の設置に対する助成

(キ) 露地野菜における、法人や大規模農家が他の農家の作業（定植・収穫など）を受託するための定植機や収穫機等に対する助成

《情報提供》

【園芸農産課】

- (-)

国の農業関係の補助金については、積極的に農家への情報提供を図るとともに、その活用を支援農林水産省以外の省庁の補助金の活用に対しても、必要に応じて助言

《補助事業の活用》

【農業振興課】経営体育成支援事業費(国費)

386, 692 (278, 561)

※事業主体：市町村

事業内容：人・農地プランに位置づけられた担い手等が融資を主体として農業用機械施設等

を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助を行う

【園芸農産課】強い農業づくり交付金事業費(国費)	861,937(579,350)
※事業主体：農協、農事組合法人、農業者の組織する団体等	
事業内容：米及び麦の乾燥調製施設等の整備、野菜及び果樹の集出荷貯蔵施設の整備	
補助率：1/2以内	
【畜産課】畜産競争力強化対策整備事業費補助金(公共)	1,192,000(新規)
※事業主体：県内8市町に所在する9協議会	
事業内容：各地域のクラスター協議会の計画に基づく畜舎やその関連施設の整備	
補助率：1/2以内	
【農業振興課】山間地営農等振興事業費補助金(単補)	31,000(31,000)
※事業主体：市町村、農協、農業者が組織する法人等	
事業内容：山間地・離島地域の農林漁業者組織等に対し、農林漁業用施設・機械の導入等に助成。	
補助率：1/2以内	
【園芸農産課】農畜産業振興事業のうち地域農業振興事業費(単補)【再掲】	1,348(2,513)
※事業主体：農協、農事組合法人、農業者の組織する団体等	
事業内容：平坦地の農業者組織等に対し、樹園地の整備、機械等の導入に助成	
補助率：1/3以内	
《耕作放棄地対策》	
【農業振興課】耕作放棄地再生利用交付金(国費)	-(-)
平成28年度期首基金残額見込み	
	100,214
※事業主体：愛知県耕作放棄地対策協議会、地域耕作放棄地対策協議会	
事業内容：耕作放棄地を再生する取組に対して5万円/10a(重機を用いて行う等の場合は費用の1/2以内)を助成	
再生作業に付随する施設等の補完整備は費用の1/2以内を助成	

(6) 農業制度資金にかかわる予算の拡大等について

- ① 農業者の資金需要に応えるため、農業近代化資金、農業経営安定資金について融資枠の維持と農業経営安定資金に対する県預託金の維持を図られたい。
- ② 農業融資における無担保・無保証人制度は、資金の円滑な融通により担い手育成を図るために必要不可欠な制度であるため、基金協会における特別準備金の積み立てに対して交付される特別準備金造成費補助金の拡大を図られたい。

《資金の貸付》

【農業経営課】農業近代化資金利子補給補助金(単補)	103,300(113,244)
※事業主体：農協等の融資機関	
事業内容：農業者に農協等の融資機関が貸付けた農業近代化資金に対して利子補給を実施	
融資目標額：20億円	
【農業経営課】農業経営安定資金貸付金(貸付)	12,500(12,500)
※貸付先：愛知県信用農業協同組合連合会	
事業内容：認定農業者以外の農業者に低利な運転資金を融通するため、愛知県信用農業協同組合連合会に対して無利子で原資を預託	
融資目標額：5,000万円	
【農業経営課】愛知県農業信用基金協会特別準備金造成費補助金(単補)	3,282(3,794)
※事業主体：愛知県農業信用基金協会	
事業内容：農業者の制度資金の融通に際して、愛知県農業信用基金協会による債務保証に伴う保証引受リスクに対する引当金の造成を支援	

5. 優良農地の保全

重 (1) 担い手に対する農地の集積促進について

- ① 農地中間管理事業について、J A等の委託先での事業推進が予算の有無によって左右されることのないよう機構集積協力金や委託費等の十分な予算を確保されたい。
- ② 人・農地プランを活用した現場での十分な話し合い、農業委員会、J Aとの連携・協力のもとに地域内の農地利用の調整を図り、借地の再配分に伴って担い手農家の経営に支障が生ずることがないように、また、農地利用集積円滑化事業等からの農地中間管理事業の活用へ移行する者の手続き等に支障が生ずることがないように事業の推進を図られたい。
- ③ 都市近郊や中山間地域における受け手の育成状況、出し手の意向等により、農地利用集積円滑化事業を活用した方が、集積がより円滑に進む場合もあることから、農地中間管理事業と円滑化事業双方の機能、役割を評価、整理し、県として、今後どのような形で農地集積を進めていくのかについて、現場目線に立って検討されたい。その上で、円滑化事業を継続することについて、国に働きかけられたい。
- ④ 農振地域とつながる優良な市街化区域内の農地も借り受けの対象とすること、空ハウスと一体となった施設用地の貸借も事業の対象とすること、受け手が当面見つからないものの、整備を図ることによって十分に活用できる遊休農地については、機構が借り受け、全額国費により整備を行い、担い手に貸しつけられる仕組みとすること、について検討されるよう国に働きかけられたい。
- ⑤ 農地の貸し借りにあたって、契約当事者の参考となるような賃借料水準などの情報提供に努めるよう農業委員会を指導願いたい。

《農地中間管理事業の推進》

【農業振興課】農地中間管理事業推進費のうち農地中間管理事業費交付金（国費・消県） 124,900 (251,747)

※事業主体：農地中間管理機構（愛知県農業振興基金）

事業内容：農地中間管理事業の実施に要する経費を助成

【農業振興課】農地中間管理事業推進費のうち機構集積協力交付金（国費） 446,700 (1,313,184)

※事業主体：市町村

事業内容：機構へ農地を貸し出す個人、地域及び中山間地域の受け手に対して市町村が協力金を交付

・経営転換協力金	357,700 千円	・耕作者集積協力金	46,040 千円
・地域集積協力金	42,360 千円	・特定地域農地流動化交付金	600 千円

【農業振興課】農地中間管理事業推進費のうち推進事業費（国費・消県） 913 (939)

※実施主体：県

事業内容：農地中間管理事業の推進・指導等を実施

《人・農地プランの作成・更新》

【農業振興課】農地集積推進事業費のうち人・農地プラン作成費補助金（国費） 4,649 (3,719)

※実施主体：市町村

事業内容：市町村に対して人・農地プランの作成・更新に要する経費を助成

【農業振興課】農地集積推進事業費のうち推進指導費（国費） 128 (309)

※実施主体：県

事業内容：人・農地プランの作成・更新に係る助言・指導等を実施

《国への働きかけ》

【農業振興課】要請の趣旨について、国に対して働きかけ - (-)

・東海農政局長に要請書を手渡し（平成27年10月29日）

<参考>

農地中間管理事業の円滑な実施に関する県からの要請

- ・東海農政局（平成 27 年 10 月 29 日）
- ・農林水産省・財務省（平成 27 年 10 月 30 日）

（要請内容）

農地中間管理事業の円滑な実施のため、機構集積協力金について、事業の確実な実施に必要な財源を確保すること

《農業委員会への指導》

【農業振興課】地域農政総合推進費のうち農業委員会・農業会議指導費（消県） 31（36）

※事業主体：県

事業内容：農業委員会、農業会議の指導体制の調整等を実施

（2）遊休農地発生の抑制策について

- ① J Aグループでは、担い手の少ない中山間地域や都市近郊地域において、J Aが直接出資する農業生産法人を設立し、将来の担い手育成を兼ねて従業員や研修生を雇いながら、耕作する者がいなくなった農地の耕作を行っている。しかし、その性格上、耕作する農地は条件不利地の割合が高く、経営面では厳しい状況にあるため、J A出資法人やこれに代わる受託組織に対して支援を願いたい。
- ② 農業委員会が行う遊休農地対策について、実効性のあるものとなるよう、県が実態調査を実施するなど、県と農業委員会とが連携して遊休農地の解消を進められたい。

《J A出資法人等への支援》

【農業振興課】地域農政総合推進費のうち担い手総合支援事業指導事務費（消県）【再掲】 200（231）

※事業主体：県

事業内容：J A出資法人の実態及び課題の把握等を実施

《遊休農地の解消》

【農業振興課】地域農政総合推進費のうち農業委員会・農業会議指導費（消県）【再掲】 31（36）

※事業主体：県

事業内容：農業委員会、農業会議の指導体制の調整等を実施

【農業振興課】地域農政総合推進費のうち耕作放棄地解消推進指導事務費（消県） 92（106）

※事業主体：県

事業内容：耕作放棄地対策の指導等を実施

【農業振興課】耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（国費）【再掲】 -（-）

平成 28 年度期首基金残額：100,214 千円（見込み）

※事業主体：愛知県耕作放棄地対策協議会、地域耕作放棄地対策協議会

事業内容：耕作放棄地を再生する取組に対して 5 万円/10a（重機を用いて行う等の場合は費用の 1/2 以内）を支援する。また、再生作業に付帯する施設等の補完整備は費用の 1/2 以内を支援

6. 全国屈指の技術開発力を活かした品質や生産性の向上

重（1）農業総合試験場における試験研究の強化について

先端的な試験研究が可能となる予算及び人員の確保と試験研究施設の整備を図り、県産品のブランド化の推進とも連動した新品種育成や新技術の開発を促進し、特に農業者から要望の強い以下の新品種・新技術の開発に力を入れ、普及組織と一体となり普及、定着を加速されたい。

- ① 湿害に強く、熟期の早い、麺用及びパン用の良質で実需者の評価が得られる小麦品種の安定栽培技術の開発
- ② 市場の差別化を図る水稻の超極早生品種の育成と多収性で高温障害への耐性を兼ね備えた水稻極早生、早生品種の育成・実用化
- ③ 本県の基幹品目であるイチゴ、トマト、アオジソ、ナス、イチジク、早生ミカン、ブドウ、ナシ等について、実需者や消費者の評価が得られ、全国に認められる県独自品種の育成、産地への普及・定着の促進、消費側に対するPR
- ④ 本県花き園芸の基幹品目である輪ギク、スプレーマム、バラ、カーネーションの低温開花性・低温伸長性及び耐暑性のある新品種の育成、無側枝性輪ギク品種の育成、高生産性のバラ、カーネーション品種の育成
- ⑤ 切り花の品目ごとの日持ち性向上技術の開発
- ⑥ ミナミアオカメムシ、スリップス（アザミウマ）、帰化アサガオ類等の新しい病害虫や雑草の防除技術、近年被害拡大の著しい柿のカメムシ・カイガラムシの防除技術及び生物農薬（ダニ剤）を活用した防除技術に関する開発・普及
- ⑦ 燃油価格の上昇に対応した無加温品目の導入、省エネ技術の導入等による低コスト栽培体系の確立、夏季高温対策技術等気候変動に対応した新技術、トマト、キュウリ、イチゴ、ナス、バラ、コショウランの環境制御による生産性向上技術の確立
- ⑧ 愛知県ブランド和牛「みかわ牛」の生産技術の開発
- ⑨ デュロック種系統豚「アイリスナガラ」の後継系統の開発

《試験研究》

【農業経営課】試験研究費（国費、消県）【再掲】

306,355 (306,271)

※事業主体：農業総合試験場

事業内容：消費者や実需者の評価が得られる新技術・新品種の開発

《種豚優良系統造成》

【農業経営課】種豚優良系統造成事業費（消県）

19,663（新規）

※事業主体：農業総合試験場

事業内容：系統豚に使用されるデュロック種の優良系統を開発

(2) 普及指導員による技術指導の強化について

- ① 全国屈指の農業県として、レベルの高い普及事業を展開するため、十分な予算と要員の確保、普及指導員のスキルアップを図られたい。また、普及指導員の短期間の異動については、特段の配慮を願いたい。
- ② 普及事業の実施にあたっては、地域の振興作物や担い手の状況、地域農業の状況・課題等に対応するとともに、県産米の品質低下、加工・業務用野菜の生産性の向上（省力・増収等）や生産体系の構築、カメムシ等の新たな病害虫の発生、鳥獣害の拡大など緊急的かつ地域的な技術課題については、早期に対策が確立されるよう農業者に直接接する積極的な対応を願いたい。また、ハウス内環境データの蓄積・共有化に向けたICTの導入等に対して支援を願いたい。
- ③ 県の立地を生かしたICT（情報通信技術）を活用した効率的な大規模農業の展開、施設園芸作物の環境制御技術を活用した多収栽培技術等について、現場レベルに早期に普及させ

るための取組み、体制強化を図られたい。また、普及を補助するための産地に対応した品目別の指針、マニュアルの作成・整備を図られたい。

- ④ 担い手の経営管理、農産物加工について、普及指導員の持つ広い領域での能力を活かした多面的な指導を願いたい。
- ⑤ 農産物の価格低迷が続く中、所得確保の観点から、大型稲作部門における野菜の導入、花き部門における品目転換・複合経営化、園芸部門における新規品目の導入等に対して、栽培指導等を強化されたい。

《技術指導》

【農業経営課】農業改良普及事業（国費、消県）【再掲】 1,473,377（1,471,738）

※事業主体：県

事業内容：「食と緑の基本計画」及び「協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づいて、各農業改良普及課で「普及指導基本計画」（5か年計画）及び「普及指導年度計画」（単年度計画）を策定し、地域で解決を図る必要がある普及指導活動の課題（「担い手の確保・育成」、「産地の収益力向上」、「環境と安全に配慮した農業の推進」、「活力ある地域づくり」）に取り組む

【普及指導員等 217名】

【農業経営課】新品種・新技術活用型産地育成支援事業（国補・消県） 5,796（13,555）

※事業主体：県

事業内容：県域での取組が必要な新品種・新技術について、現地実証を行うとともに、その評価を基に産地と実需者との連携を図る

(3) 米・麦・大豆対策について

- ① 主食用米の隔離対策など直接的に米価の安定につながる米の需給対策を講ずることを国に働きかけられたい。
- ② 県産小麦・大豆・米粉を使用した製品開発・加工適性試験及び需要拡大策に対する支援を継続願いたい。
- ③ 県産米・麦・大豆の品質向上の基礎データ集積と食品安全性確保のために実施する成分検査及びJ Aにおける生産指導への活用を目的とした品質分析機材の導入に対する助成措置を講じられたい。
- ④ 種子更新率の向上のための原種確保体制の整備や、種子採種ほ場の確保対策への助成などの支援措置を講じられたい。
- ⑤ 「きぬあかり」等の新品種の導入に際しての種子の計画的備蓄に対して、助成措置を講じられたい。
- ⑥ カメムシ防除については、カメムシの越冬場所である河川敷、国道・県道の除草、野焼き等による広域的な一斉防除が可能となるように関係機関、行政との調整について支援願いたい。また、ラジコンヘリ、ヘリによる共同一斉防除に対する助成措置を講じられたい。
- ⑦ 生産コスト低減につながる技術開発や実証、水稻単作地域での麦・大豆の導入、それらを組み合わせた経営規模別の経営モデルの策定・実証に対する支援を願いたい。
特に、県下水田土壌の診断実施と施肥改善提案の策定などへの指導・支援を願いたい。

《国への働きかけ》

【園芸農産課】要請の趣旨について、国に対して働きかけ - (-)
・ 東海農政局長及び農林水産省幹部に要請書を手渡し（平成 27 年 10 月 29 日、30 日）

《製品開発・加工適性試験及び需要拡大策に対する支援》

【園芸農産課】水田農業経営所得安定対策推進指導費のうち経営所得安定対策支援プロジェクト推進費 1,536 (1,176)

※事業主体：県

事業内容：麦・大豆等戦略作物の導入支援、新商品開発、PR等

《品質向上・種子対策》

【園芸農産課】主要農作物生産総合対策事業費補助金（消県） 270 (300)

※事業主体：愛知県米麦振興協会

対象事業：種子対策事業、事業費：2,430 千円

事業内容：優良種子の生産及び種子の備蓄

対象事業：生産対策事業、事業費：1,500 千円

事業内容：麦大豆の品質向上・成分分析

【農業経営課】原種生産事業費（消県） 11,522 (12,689)

※事業主体：県

事業内容：「主要農作物種子法」に基づき、米、麦、大豆の原種の品質を確保

《病害虫対策》

【農業経営課】農作物病害虫発生予察事業費（国費、消県） 169,311 (60,745)

※事業主体：県

事業内容：病害虫の発生状況に応じた的確な防除が行われるよう、現地における病害虫の発生状況や気象条件等に基づき、病害虫発生予察情報を発表。各市町村における発生予察事業その他防除に関する事務のため、病害虫防除員を設置

《共同一斉防除への支援》

【農業経営課】 - (-)

ラジコンヘリ、ヘリによる共同一斉防除に対する支援については、ドローンによる防除技術の確立、安全基準の設定と関連づけて、支援の対象とするよう国に働きかける

《土壌診断》

【農業経営課】試験研究費の一部（国費、消県）【再掲】 306,355 (306,271)

※事業主体：農業総合試験場

事業内容：県下の水田土壌の実態調査を行うとともに、肥効評価に基づく施肥法の開発に取り組む

(4) 園芸優良種苗・優良種畜の供給について

- ① 将来に亘り安定かつ継続して園芸優良種苗を供給できるような体制の維持・整備と生産者負担が増加しないよう種苗供給に対する予算の確保を願いたい。
- ② 本県が造成した優良種畜（アイリス、名古屋コーチン）について、改良・維持、安定供給を図るとともに、農業者への普及定着を図られたい。また継続した優良種畜が供給できるように、将来にわたり生産者、実需者のニーズに沿った改良目標を掲げ、計画的・継続的な系統造成に取り組まれたい。
- ③ PEDの発生を踏まえて、家畜伝染病等の発生で種畜を失うことがないよう、農業総合試験場、畜産総合センター連携での、リスク分散対策を講じられたい。

《種苗供給》

【園芸農産課】

- (-)

園芸優良種苗体制の今後のあり方について、関係機関と連携を図りながら検討するとともに、供給施設についても必要に応じて整備

《優良種畜の改良・造成・供給》

【農業経営課】試験研究費のうち畜産技術試験研究費の一部（消県）

93,805(88,829)

※事業主体：農業総合試験場

事業内容：農業総合試験場における優良種畜の造成に関する研究

主な研究課題

- ・繁殖性に優れた大ヨークシャー種系統豚の開発
- ・肉用名古屋コーチンの改良
- ・卵用名古屋コーチンの改良

【畜産課】養鶏振興事業費（消県）

67(73)

※事業主体：県

事業内容：本県の優良ひな、種鶏の安定確保のため、重点指導ふ化場等の指定並びに養鶏振興法に基づくふ化場の登録を行う

【畜産課】種豚育成指導推進事業費（消県）

91(106)

※事業主体：県

事業内容：系統豚適正交配システムの確立、系統豚利用指導のための調査や検討会を開催する

【畜産課】畜産総合センター費のうち種豚管理費（消県）

55,547(54,170)

※事業主体：県

事業内容：畜産総合センターにおいて、系統豚の血統管理、能力調査及び農業者への供給等

【畜産課】畜産総合センター費のうち種鶏場管理費（消県）

41,143(38,513)

※事業主体：県

事業内容：名古屋コーチンの系統保存、能力調査及び生産者への供給等

【畜産課】名古屋コーチン生産体制検討調査費（消県）

1,500(新規)

※事業主体：県

事業内容：名古屋コーチンの生産体制を強化するために必要な検討、調査等を実施

重 (5) あいちの施設園芸の高度化について

- ① あいちの施設園芸が直面している産地の高齢化や施設の老朽化問題に対処し、これを早期に解決するための具体的施策の展開方向を示されたい。
- ② あいちの施設園芸の振興を図るため、既存施設の高度化等により生産性向上を目指す産地に対して、環境制御機器や環境改善に必要な炭酸ガス発生器及びミスト発生装置、夏季高温対策に必要な細霧冷房装置、省エネのための多層カーテン等の機器・設備導入など、高度化に向けた施設の補改修に対する助成措置を講じられたい。また、ハウス内環境データの蓄積・共有化に向けたICTの導入等に対して支援を願いたい。
- ③ トマトだけでなく、キュウリ、イチゴ、ナスなど本県主要作物に対する環境制御技術などの新たな栽培技術の開発・普及に向けた支援を願いたい。

《施設園芸の高度化》

【園芸農産課】あいち型植物工場導入推進事業費（国費・公共）	120,349（新規）
※事業主体：農業者の組織する団体（3戸以上）等	
事業内容：施設内環境のモニタリング装置や生育環境の制御に必要な機器の導入及び施設の補改修による「あいち型植物工場」の拠点づくりを支援 拠点における栽培技術の確立と産地への普及を支援	
【農業経営課】農業改良普及事業の一部（国費・消県）【再掲】	1,473,377（1,471,738）
※事業主体：県	
事業内容：施設園芸の環境制御技術等の新たな栽培技術について、関係機関と連携して普及指導を実施	
【農業経営課】試験研究費のうち園芸技術試験研究費の一部（消県）	29,538（29,560）
※事業主体：農業総合試験場	
事業内容：施設園芸の環境制御技術等の新技術開発	

(6) 園芸農業の振興について

- ① 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の交付準備金に係る県負担金割合の遵守・継続を願いたい。
- ② 新たな果樹産地の育成・整備について、基盤の整備から技術指導までの多方面での支援を願いたい。
- ③ 花き温室組合連合会、果樹振興会等の県単位での作物ごとの連合会、協議会への運営費の助成を行い機能強化を図られたい。
- ④ 「愛知県農業生産振興支援活動」について、引き続き、県の積極的な参画を願いたい。
- ⑤ 農業用使用済プラスチック・廃農薬等の廃資材の回収・処理に関する負担が増加しているので、廃資材の適正処理のための組織回収体制の強化等について支援を願いたい。
- ⑥ 産地が青果物の機能性表示に取り組む場合に、共同研究や現地試験等に要する費用に対する支援を願いたい。

《野菜価格安定事業》

【園芸農産課】特定野菜等価格差補給事業費補助金（単補）	19,480（31,518）
-----------------------------	----------------

※事業主体：（公社）愛知県園芸振興基金協会

事業内容：指定野菜及びこれに準ずる野菜（特定野菜）の価格が著しく低落した場合、次期作の再生産を確保するため、野菜指定産地以外の野菜集団産地内の生産者に対する価格差補給金の交付のための資金を造成

負担割合（国が示す県負担割合どおり）

（春キャベツなど） 国 50%、県 25%、生産者 25%

（かぼちゃなど） 国 1/3 県 1/3 生産者 1/3

《果樹産地の整備》

【園芸農産課】農畜産業振興事業費補助金のうち地域農業振興事業（単補）【再掲】	1,348（2,513）
--	--------------

※事業主体：農協、農事組合法人、農業者の組織する団体等

事業内容：平坦地の農業者組織等に対し、樹園地の整備、機械等の導入に助成（3件）

補助率：1/3 以内

【農業経営課】農業改良普及事業の一部（国費・消県）【再掲】	1,473,377（1,471,738）
-------------------------------	----------------------

※事業主体：県

事業内容：果樹産地の育成に向けて、普及指導を行う

《団体運営費の助成》

【園芸農産課】	-（-）
---------	------

各種事業の実施における団体との連携をとおして、機能強化を図る

《生産振興支援活動》 【農業経営課・園芸農産課】 関係機関と連携して、引き続き、生産振興支援活動を支援	- (-)
《農業用使用済プラスチック》 【園芸農産課】野菜生産出荷安定対策費のうち施設園芸産地指導推進費(消県) ※事業主体：県 事業内容：市町村等協議会に対して農業用使用済プラスチックの適正処理の取組を支援するため、実態調査の実施、情報提供を行う	102 (129)
《青果物の機能性表示》 【農業経営課】 産地で共同研究や現地支援に取り組む場合の情報提供に努める	- (-)

(7) 畜産振興について

- ① 地域ぐるみで高収益型の畜産を実現することを目的とした畜産クラスター事業の予算確保を図られたい。また、事業を効率的に行うため、県としてのクラスター事業の推進方向を示すとともに、各地域のクラスター間の連携が図られ、収益性を高める計画樹立と運営が行われるよう指導を願いたい。
- ② 県の特徴である酪肉連携による乳用種肥育を含めて肉牛肥育経営が危機的状況にあるので、経営安定を図るための基盤対策、素畜対策等の経営維持対応策を講じられたい。
- ③ 水稲農家における飼料用米、WC Sの生産拡大と畜産農家への提供、流通システムの確立による畜産農家での県内産稲わらの利用促進、家畜排せつ物の耕種農家での利用促進を積極的に進められたい。
- ④ 酪農家の受精卵移植による和子牛生産の拡大により、県下和牛生産の状況が変化し、和牛の登記・登録事務が増加・煩雑化してきている。このため、従来の和牛生産地域以外での事務体制の充実、登記・登録事務に対する県費助成の継続支出により、県下の和牛の登記・登録業務が円滑に行えるよう支援を願いたい。
- ⑤ 受精卵移植、優良血統母牛の造成、家畜市場の活性化等に対して支援を願いたい。
- ⑥ 平成29年に宮城県で開催される第11回全国和牛能力共進会に向けた支援を願いたい。
- ⑦ 肉用子牛生産者補給金制度、養豚経営安定対策事業、鶏卵生産者経営安定対策事業に係る県費助成の継続・拡大の支援を願いたい。

《畜産クラスター事業》 【畜産課】畜産競争力強化対策整備事業費補助金(公共)【再掲】 ※事業主体：8市町に所在する9協議会 事業内容：各地域の畜産クラスター協議会の計画に基づく畜舎やその関連施設の整備	1,192,000 (新規)
【畜産課】指導事務費 ※事業主体：県 事業内容：国が実施する畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の推進等に係る指導等	784 (新規)
《肉用牛肥育に係る経営体維持対応》 【畜産課】酪農肉用牛振興対策指導事務費 ※事業主体：県 事業内容：国が実施する畜産・酪農生産力強化緊急対策事業はじめ関係事業の推進等に係る指導等	522 (532)

《耕種農家への推進》

【畜産課】自給飼料生産振興事業費(消県)【再掲】 420(485)

※事業主体：県

事業内容：自給飼料増産の推進、飼料増産技術普及啓発指導、うずらへの飼料用稲給与モデル実証、飼料用稲利用に関する普及啓発等

【畜産課】農畜産業振興事業補助金のうち自給飼料等利用促進事業(単補) 1,912(744)

※事業主体：県

事業内容：地域における飼料作物、稲わら等の生産、利用を促進する取組を推進

《登記・登録業務、全国和牛能力共進会》

【畜産課】畜産協会補助金のうち家畜登録等事業費 - (-)

※事業主体：(公社)愛知県畜産協会

事業実施主体：愛知県和牛改良協会

事業内容：畜産関係団体が行う家畜登録事業等に要する事務経費に対し助成

補助率：定額

《受精卵移植》

【畜産課】畜産総合センター業務費のうち肉用種牛管理費 15,395(18,938)

※事業主体：県

事業内容：三河高原牧場の和牛の育種価を高め、バイオテクノロジーで増殖し、農家に優良和牛資源を供給

【畜産課】畜産総合センター牛受精卵供給事業費 7,622(7,340)

※事業主体：県

事業内容：受精卵移植技術による農家牛群の整備及び和牛受精卵の譲渡、雌雄産み分けの実証展示

《生産者積立金等への支援》

【畜産課】肉用子牛価格安定対策事業費補助金 80,110 積立準備金から充当 (18,855)

※事業主体：(公社)愛知県畜産協会

事業内容：肉用子牛価格安定基金の造成 国1/2、県1/4、生産者1/4

対象頭数：対象頭数： 9,310頭

黒毛和種 1,000頭

その他専用種 100頭

乳用種 2,700頭

交雑種 5,600頭

【畜産課】肉用牛肥育経営安定特別対策事業(※独立行政法人農畜産業振興機構事業) - (-)

※事業主体：(公社)愛知県畜産協会

事業内容：肥育牛1頭あたりにかかる平均粗収益(全国平均)が、平均生産費(全国平均)を下回った場合、その差額の8割を上限に補てん金を交付(四半期単位で算出)

※国3/4、生産者1/4の拠出により基金造成

【畜産課】肉豚生産安定対策事業費補助金(単補) 0 積立準備金から充当(58,000)

※事業主体：(一社)愛知県養豚協会

事業内容：養豚経営安定対策事業に係る生産者負担金(肥育豚1頭あたり700円)に対して一部を助成

補助対象頭数： 5,804頭

助成単価：140円/頭

【畜産課】鶏卵価格安定対策事業費補助金(単補) 9,181((6,741))

※事業主体：愛知県経済農業協同組合連合会、豊橋市養鶏農業協同組合、知多養鶏農業協同組合

事業内容：生産者が積み立てる生産者積立金に対して一部助成

契約数量：89,190ト

補助単価：①鶏卵価格差補てん事業

定額0.342円/kg以内(123千円上限)

②成鶏更新、空舎延長事業

定額0.019円/kg以内

(8) 家畜疾病対策について

- ① 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の家畜伝染病の発生防止について、防疫マニュアルの整備、家畜保健衛生所による衛生指導の強化等、一層の推進を図られたい。
特に、家畜保健衛生所を中心とした情報連絡体制の整備や農家間で情報が共有できる仕組みの構築、迅速診断、地域実態に応じた埋却地の確保、自衛隊への要請、国・市町村・畜産関係団体との連携など、発生時の迅速な準備と対応を図られたい。
- ② 高病原性鳥インフルエンザ等の発生により、GPセンター、食鳥処理場等の畜産関連施設では、家畜伝染病予防法により事業が停止され、その際に発生する損害については、同法に基づく費用負担の対象となっていないことから、関連施設への被害の費用負担についての制度を創設していただくよう国に働きかけられたい。
- ③ 死亡牛のBSE検査及び処理が円滑に実施されるよう検査体制を堅持し、死亡牛の輸送、処理についての農業者の負担を軽減するため、国の助成措置の継続・拡充について働きかけられたい。
- ④ 養豚でのPED（豚流行性下痢）、PRRS（豚繁殖・呼吸障害症候群）等をはじめとする生産性に影響を及ぼす疾病に対する検査・指導体制の強化を図るとともに、防疫対策等に対する支援を継続されたい。
- ⑤ オーエスキー病については、県外から種豚を導入する農業者が散見される中、国の防疫対策要領に基づき県外からの導入豚の検査体制を堅持し、本県への本病の侵入防止を徹底願いたい。

《家畜疾病対策》	
【畜産課】家畜伝染病予防費(国費・消県)	40,756(48,584)
※事業主体：県	
事業内容：家畜伝染病等の発生及びまん延防止のための検査を実施	
【畜産課】牛海綿状脳症対策事業費(国費・消県)	26,259(25,453)
※事業主体：県	
事業内容：中央家畜保健衛生所において、48か月齢以上の死亡牛のBSE検査、結果判明までの一時保管施設を設置管理	
【畜産課】死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業 ※国直轄事業	(-)59,691
※事業主体：愛知県酪農農業協同組合	
事業内容：死亡牛の運搬、処理等が円滑に実施できるよう生産者を支援するため、国からの助成金を交付	
【畜産課】家畜病性鑑定事業費(消県)	8,837(6,687)
※事業主体：県	
事業内容：疾病の原因を迅速的確に究明するための、病性鑑定を実施	
【畜産課】家畜衛生技術指導事業費(国費)	420(484)
※事業主体：県	
事業内容：家畜保健衛生所を中核とした地域の家畜衛生体制を整備するとともに、検査や調査の結果に基づく家畜衛生技術について指導	
【畜産課】豚流行性下痢対策費補助金(国費)	9,600(1,575)
※事業主体：愛知県養豚農業協同組合	
事業内容：各農場における冷凍機能付き死亡豚保管容器の導入	
《国への働きかけ》	
【畜産課】要請の趣旨について、国に対して働きかけ	-(-)
・東海農政局長に要請書を手渡し（平成27年10月29日）	

《オーエスキー病》

-(-)

【畜産課】

オーエスキー病については、国や県の防疫要領に基づき、引き続き本県への侵入防止に努める

7. 食品の安全・安心の確保

(1) 食品の安全・安心の確保の取組みについて

- ① 県産農畜産物の安全・安心の確保への取組みを推進するため、GAPやエコファーマー制度を積極的に推進するとともに、食品安全編を加筆したJAあいち版GAPの適切な運用に向けて、指導・協力を願いたい。
- ② 農林水産省作成の生鮮野菜の衛生管理指針「栽培～出荷までの野菜の衛生管理指針」の農家段階での実践についての周知、啓発指導を願いたい。
- ③ 関係部局が連携して、加工事業者（直売所への出荷者を含む）に対する製造工程管理（衛生管理、異物混入対策）指導、食品表示指導を強化するとともに、指導マニュアルの整備を図られたい。
- ④ 県内の農業者、JAが生産履歴の記帳、GAP手法の導入、エコファーマーの取得などに積極的に取り組んでいることを、市場・流通関係者、県内外の消費者、県民に対して広く情報発信していただきたい。

《GAP手法への指導・協力、PR》

【農業経営課】環境保全型農業推進費(消県)【再掲】

250(400)

※事業主体：県

事業内容：GAP手法の導入・利用推進、エコファーマーの育成などを行う

【農業経営課】農業改良普及事業の一部(国費、消県)【再掲】

1,473,377(1,471,738)

※事業主体：県

事業内容：産地や農業者に対して、衛生管理指針に基づいた生産・出荷を周知・啓発

《食品表示指導》

【食育推進課】農林物資品質表示適正化指導費(消県)

588(634)

※事業主体：県

事業内容：食品表示法に基づく食品表示の適正化を図るため、県内の食品を取り扱う事業者及び消費者に対する講習会を開催するとともに、表示状況の調査や監視を行い、必要に応じて指導等を実施

【生活衛生課】食品衛生責任者講習会事業

3,498(3,498)

※委託先：(一社)愛知県食品衛生協会

事業内容：食品衛生責任者養成講習会及び食品衛生責任者再講習会を開催し、食品衛生及び食品表示に関する知識及び最新の知見等を取得させる

【生活衛生課】食品衛生教育講習会事業

-(-)

事業内容：食品関係者及び一般住民等の要望に応じて、食品衛生に関する知識並びに食品添加物、放射性物質、食品表示及び輸入食品等に関する最新の知見を取得してもらうため、食品衛生教育講習会を開催

(2) 農薬の適正使用について

- ① より適切な農薬使用を図るため、残留農薬の検査費用に対する助成措置について継続・拡充されたい。
- ② 農産物の安定的な生産に向け、農薬のみに頼らない総合的病害虫・雑草管理（IPMの考え方に基づく総合的な防除方法）の開発とその普及を強化されたい。また近年、病害虫の抵抗性・耐性の発達が見られることから、病害虫感受性を把握する検定への助成、さらには、

抵抗性・耐性が発達した病害虫に対する新たな I P M 技術の導入に対する助成措置を講じられたい。

- ③ マイナ作物の適用農薬の拡大を図るため、国の補助事業である農薬適用拡大加速化事業の継続実施について、国に働きかけられたい。また、あいち経済連が行う同補助事業の実施について、県の指導を願いたい。
- ④ 農薬登録に際してメーカーの費用負担が見込めない年間出荷量が 3,000 t 以下のスーパーマイナ作物の農薬登録について、諸外国で同一作物に登録があり、食品・環境への安全性が担保されている場合は、それらの試験データを参照して登録ができる仕組みを導入するよう国に働きかけられたい。

《残留農薬の検査費用》

【農業経営課】農薬残留実態調査補助金(国費) 44,157(50,400)

※事業主体：農業協同組合等

事業内容：平成 22 年度から、農業協同組合等が行う農薬残留分析費用の一部を助成

補助率：1/2 以内、実施予定数：3,200 検体

〈参考〉残留農薬基準値を超過した農産物については、残留農薬対策事務取扱要領の規定に基づき対応

【農業経営課】試験研究費の一部(国費・消県)【再掲】 306,355(306,271)

※事業主体：農業総合試験場

事業内容：I P M の考え方に基づく総合的な防除技術、雑草管理技術の開発

【農業経営課】農業改良普及事業の一部(国費・消県)【再掲】 1,473,377(1,471,738)

※事業主体：県

事業内容：産地や農業者に対して、I P M 技術の導入に向けた普及指導を行う

《地域特産作物への農薬適用拡大加速化事業》

【農業経営課】 - (-)

※事業主体：経済連、(公社)愛知県植物防疫協会

事業内容：農業団体が行う地域特産作物の農薬登録拡大に必要な薬効、薬害等の試験の支援

《国への働きかけ》

【農業経営課】要請の趣旨について、国に対して働きかけ - (-)

・東海農政局に対する要請(平成 27 年 6 月 1 日、平成 28 年 3 月 24 日)

・国新規予算の内容

薬用作物等地域特産作物向け防除体系の確立推進事業

国予算額 26 百万円

事業実施期間 28~29 年度

II. 県産農林水産物の適切な消費及び利用の推進

(1) 食育・花育の推進について

- ① 小中学校における食育・花育の推進には教育側の理解と積極的な関与が重要であるので、農林水産部と教育委員会との連携を強化され、単に農産物を食べる、触れ合うだけの機会から、農産物を生産する、農業を学ぶといった農業理解を進める食育・花育活動に取り組みられたい。また、小中学校での出前授業や体験学習の実施などに対して支援を願いたい。
- ② 働く世代への食育は、健康管理や生活習慣病予防等の点から重要なため、企業内部での食育啓発活動、外食企業との連携、企業食堂での県産農畜産物の利用拡大による食育活動にも取り組まれたい。

- ③ 花育については、生産者団体、地元行政などが取組む活動への支援とともに、県民が花きと触れ合うことができる効果的なイベント・消費活動に取り組みたい。また、花壇コンクールについては多くの小学校で取り組めるよう予算の拡充を願いたい。

《食育の推進》	
【食育推進課】食育推進事業費のうち食育推進計画の取組推進(国費)	878(1,668)
※事業主体：県	
事業内容：「あいち食育いきいきプラン2020(第3次愛知県食育推進計画)」の推進、愛知県版食育白書「あいち食育いきいきレポート」の作成、先進事例報告会の開催	
【食育推進課】食育推進事業費のうち食育推進ボランティアの育成及び活動の充実等(消県)	527(408)
※事業主体：県	
事業内容：食育ボランティアの登録・活動支援、食育劇「食まるファイブ」の上演支援、ウェブページ「食育ネットあいち」の充実等	
【食育推進課】食育推進事業費のうち地域食育推進事業費補助金(国費)	6,806(3,774)
※事業主体：生活協同組合、厚生農業協同組合連合会、特任団体	
事業内容：地域の実情に応じた食育活動に対する助成	
《働く世代への食育》	
【食育推進課】地産地消推進費の一部(消県)【再掲】	1,057(1,222)
※事業主体：県	
事業内容：「いいともあいち運動」の一環として、愛知県で生産された農林水産物を積極的に販売する店舗(販売店)や、食材として利用する飲食店などを「いいともあいち推進店」として登録推進し、県産農畜産物の利用拡大を図る	
《花育の推進》	
【園芸農産課】花の王国あいち需要拡大推進事業(消県)【再掲】	7,842(7,842)
※事業主体：花の王国あいち県民運動実行委員会	
事業内容：花育ティーチャーターの登録と小学校等において花育教室を開催	
【園芸農産課】あいち花フェスタ開催費負担金(消県)【再掲】	7,500(新規)
※事業主体：あいち花フェスタ2016実行委員会(仮称)	
事業内容：花や緑あふれる豊かな暮らしづくりに向けて、県民参加型の花と緑のイベントを地域からの提案等を踏まえて県内各地で開催	
【園芸農産課】花き総合振興対策事業推進費の一部(消県)【再掲】	468(468)
※事業主体：フラワー・プラボー・コンクール実行委員会	
事業内容：小中学校において学校花壇コンクールを開催	

重 (2) 地産地消の推進について

- ① 地産地消を推進するためのイベントの効果的な開催、各地域で開催するイベントへの支援のほか、産直施設の設置に対する支援、生産者や消費者に対する産直施設利用への誘導を図り、地産地消の一層の推進を図られたい。
- ② 学校給食については、給食メニュー等に県産・地元産表示を行うことや給食に生産量の多い県産農産物などを紹介するなど、県下の児童・生徒・保護者に対して県産農畜産物の認識を向上し、消費拡大を図る取組みや栄養教諭、学校栄養職員や学校給食会に対し県産・地元産農畜産物、その加工製品を優先して利用するなどの働きかけ、納入に際しての通い容器や流通経費の助成等について支援を願いたい。

《地産地消の取組》	
【食育推進課】食と緑普及啓発事業費	883 (903)
※事業主体：あいちの農林水産フェア実行委員会	
事業内容：農林水産業に関する情報の交流やふれあいの場づくり、県民活動を促進するため、「あいちの農林水産フェア」を開催し、県民の農林水産業に対する理解促進を図る	
【食育推進課】地産地消推進費（消県）【再掲】	1,057 (1,222)
※事業主体：県	
事業内容：食と農林水産業に対する県民の理解促進を図るため、「いいともあいち運動」等を通じた消費者と生産者等協働活動の推進や地産地消の広報PR活動として商品包装紙へのシンボルマークの表示、県産農林水産物を活用した加工食品の開発や品質向上を目的とした愛知のふるさと食品コンテストを開催	
【食育推進課】地産地消推進費のうち県産農産物の学校給食活用促進（消県）	139 (160)
※事業主体：県	
事業内容：農林水産事務所ごとで地元農産物学校給食導入促進会議等を開催、農業団体と連携し、県産農産物を円滑に利用できるよう情報提供等を実施	
《直売所の設置》	
【農業振興課】農山漁村振興交付金 ※国直接採択事業	- (-)
※事業主体：市町村、農協、NPO法人、農業者の組織する団体等	
事業内容：地方公共団体が農山漁村活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な施設整備を支援	

Ⅲ. 自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保

重 (1) 鳥獣の捕獲・追い払い対策の強化について

- ① 市町村における鳥獣被害防止計画の樹立、鳥獣被害の実態把握、的確な防止対策の実施等、主体的な取組みを指導されるとともに、捕獲者等の専門家の育成、わなの設置、捕獲、侵入防止柵の整備、捕獲鳥獣の処理などの取組みについて財政的支援・技術指導を強化願いたい。
- ② ヒヨドリ・カラス等の鳥害被害が目立ってきていることから、効果的な鳥害対策を指導されたい。
- ③ 市町村を超えた広域的な追い払い対策、捕獲鳥獣の処分・加工利用等の対応が必要である場合もあることから、近隣市町村間の連携が図られるよう指導されたい。

《市町村への指導、財政的支援等》	
【農業振興課】鳥獣被害防止総合対策事業費補助金(国費)	477,521 (537,662)
※事業主体：地域協議会、市町村	
事業内容：推進事業（有害捕獲、被害防除、生息環境管理）	
整備事業（侵入防止柵の設置等）	
捕獲事業（有害捕獲に要する経費）	
補助率：推進事業 1/2 以内（新規地区、実施隊が行う取組は定額 （1市町村当たり2,000千円、広域連携の場合1市町村当たり2,200千円）	
整備事業 1/2 以内（自力施工の場合は10/10）	
捕獲事業 定額	
【農業振興課】山村地域鳥獣被害防止対策事業費補助金(単補)	15,792 (15,170)
《鳥獣対策、広域対策》	
【農業振興課】鳥獣被害防止活動推進費(国費・消県)	4,335 (3,069)
※事業主体：県	
事業内容：農産物被害の実態調査や捕獲機材の改良実証を行うとともに、被害防止支援体制を整備し、人材育成を行う	

(2) 都市農業の振興について

- ① 都市農業の役割や必要性を位置づけた都市農業振興基本法が公布・施行されたことを受け、法に定める地方計画を県においても策定されたい。
- ② 農業者、農業団体をはじめ、広く県民が都市農業の果たす多面的機能と役割について深く認識し、保全と活用に取り組むことが必要であるので、生産者、消費者双方の意識高揚を図られたい。
- ③ 法では、国及び地方公共団体は、都市農業のための利用が継続される土地に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとされていることから、都市農業が安定的にかつ継続される税制上の措置について、国に対して、強く働きかけられたい。

《都市農業の振興》

-(-)

【農業振興課】

都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方計画を定め、広く県民に周知するとともに、必要な税制上の措置を国に対して働きかける

(3) 農業用水の安定的な確保等について

矢作川水系や豊川水系では節水を余儀なくされることが多く、渇水時には農作物の生育不良等の被害が生じていることから、基幹的な農業水利施設の計画的な整備や水源開発等に取り組み、農業用水の安定的な確保を図るとともに、大区画化やパイプライン等の基盤整備の推進を図られたい。

《農業用水の確保》

【農地計画課】大規模用水事業

7,416,000 (8,699,000)

※事業主体：国、水資源機構

事業内容：老朽化施設の改築及び耐震対策

国営総合農地防災事業 新濃尾地区、矢作川総合第二期地区

水資源機構営 豊川用水二期事業

【農地整備課】農業農村整備事業

19,152,878 (16,129,655)

※事業主体：県、市町村、土地改良区

事業内容：農業農村整備

IV. 農村地域における医療体制の整備

(1) へき地医療拠点病院の医師確保について

厚生連は公的医療機関としてへき地における住民の医療確保を担っているが、医師不足により十分な医療提供が困難になりつつあり、より一層の医師確保対策を推進されたい。特に、自治医科大学卒業医師の派遣については、平成27～28年度における足助病院への新規派遣、平成27年度における知多厚生病院への派遣期間1年延長措置をさせていただいているところであるが、平成28年度以降も両病院への継続派遣を実施されるよう特段の配慮を願いたい。

【健康福祉部】

- (-)

※自治医科大学卒業医師の派遣については、へき地医療拠点病院、へき地診療所等における医師の確保状況を見ながら、不足している医療機関に配置を行っている
 ※平成28年度の派遣については、知多厚生病院と足助病院へ継続派遣することを検討している

(2) 地域枠医師の赴任に関する配慮について

郡部の中規模病院においては、大学からの医師派遣が十分とはいえず、慢性的な医師不足に悩まされており、また、一部の地域では開業医の高齢化・減少により地域の医療提供体制が崩れつつあり、病院への負担が増加している。

地域枠医師の赴任先選定については、単純な医師数・病院規模だけでなく、こうした地域の実情も十分に考慮していただきたい。また、今後、赴任先候補病院の選定が行われる際には選定状況・選定基準等の情報を公開していただきたい。

【健康福祉部】地域医療確保修学資金貸付金

222,600 (171,300)

※将来、医師の不足する地域の公的病院で勤務することで返還が免除となる医学生への修学資金の貸与を行う
 ※地域枠医師の赴任先については、地域医療支援センター運営委員会にて決定方法の詳細を定める予定としており、その内容は適宜、公開していく
 ※赴任先の選定にあたっては地域の実情もしっかりと踏まえながら検討

(3) 病院内保育施設運営費補助金の増額について

医師・看護師不足の中で医療を確保していくためには、子供を持つ医師・看護師の定着を図ることが重要となっており、そのために病院内保育施設の運営を充実させる必要があるが、年々運営費が増大し経営を圧迫している。平成27年度から地域医療介護総合確保基金により補助金が一部増額されてはいるが、今後、より一層の内容充実を図りたい。

【健康福祉部】【厚生連関係分】病院内保育所補助金【運営費】(消国)

380,807 (356,042)

対 象：安城更生病院、海南病院、知多厚生病院、江南厚生病院、稲沢厚生病院、豊田厚生病院、渥美病院
 事業内容：病院内保育所運営費 補助率：2/3[基金]

(4) がん診療拠点病院の指定要件緩和及び機能強化学業費補助金の増額について

昨年、がん診療連携拠点病院の指定要件が見直されたが、医療従事者における確保要件が非常に厳しくなっており、要件を満たすことが非常に困難となってきている。要件の厳格化は指定病院の集約等、地域におけるがん医療提供体制の均てん化に逆行することとなりかねないため、県のがん診療拠点病院の指定については、要件の緩和を検討されたい。また、要件の見直しにより求められる体制、取組みが一層増加しており、経費の増加を招いているため、がん診療連携拠点病院機能強化学業費補助金の増額を願いたい。

【健康福祉部】

※国の指定要件の見直しは、主に人員配置の厳格化と診療実績要件の新設であるが、昨年度、県指定の指定基準について「愛知県がん診療連携拠点病院推薦基準等専門検討会議」において協議した結果、従前より「国指定の整備指針の必須要件を充足していること」を指定要件としてきたことから、原則国指定に準じた指定基準としていくべきとの意見集約がなされ、人員配置については、要件の緩和はしないこととなった。ただし、診療実績要件については、人員配置等を整えても充足できないこともあることから、一部緩和することとなった。なお、指定要領

は、平成27年2月6日付けで改正し、平成27年4月1日から新たな指定基準により8病院を指定している

【健康福祉部】がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金(消国) 77,880(71,390)

※対象：海南病院、豊田厚生病院、安城更生病院

事業内容：質の高いがん医療の全国的な均てん化に資するために実施する事業に対し補助

補助率：10/10(国1/2 県1/2)

補助基準額：1病院 6,490千円

※平成27年度は、補助対象施設が1病院増加したため、執行額を1病院5,948千円とし、厚生連計で17,844千円となるが、平成28年度は増加した1病院分を増額計上したため、厚生連計で19,470千円となる

(5) 地域包括ケアシステム構築への参画支援について

地域包括ケアシステムの構築に向けて、現在、郡市区医師会において在宅医療サポートセンターを設置するなど各地域で在宅医療を充実する取組みが行われているが、自治体や郡市区医師会の中でも温度差があり、病院への依存度が非常に高い地域も存在する。このような地域では人的資源の拠出を求められることが多いが、人件費等の補填が不十分であるため、支援について特段の配慮を願いたい。

【健康福祉部】

-(-)

※在宅医療サポートセンター事業の人件費については、厚生労働省が実施している賃金構造基本統計調査を基に補助基準額を算出した

※予算に限りがあることから、可能な限り補助基準額内に人件費等が納まるよう県医師会には補助金の執行に努めていただいているところである

(6) 無保険外国人未収金に対する支援について

近年医療機関における未収金が問題になっており、特に救急病院において受け入れた患者が健康保険に加入していない外国人であった場合には未収金額が高額になる可能性が高い。主に関東地方の都県では外国人未収金に対する補填事業が行われているが、愛知県においても制度の構築を検討願いたい。

【健康福祉部】

-(-)

※関東各県が実施している無保険外国人未収金に対する補助事業においては、年々予算が削減され、縮小傾向にある

※本県においては、新たな財源を確保した県単独補助事業としての事業化は、厳しい財政状況の中では困難である

平成 28 年度 国の農業施策に関する政策提案措置状況

【下段 (囲み) 内は政府の 27 補正：㊦、28 予算案：㊸、及び税制改正大綱等での措置状況、() 内は前年度当初予算】

I 基本的な施策に関する政策提案

1. 先進的な農業経営体の育成と発展について

本年 3 月に、国は食料・農業・農村基本計画を見直し、農業の構造改革や需要の取り込み等を通じた農業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進める観点に立って、食料・農業・農村政策を推進していくとした。

農業の成長産業化を促進し、食料自給率の確保、持続的な農業の維持を図るためには、食料供給に大宗を占め、地域農業をリードする先進的な農業者が中心的な役割を發揮する必要がある。

愛知県農業は、これまでに先進的な技術を導入し、低コスト・高品質生産に取り組む花き、施設園芸農家や土地利用型農業で 100 ヘクタールを超す大規模な法人・企業的経営体が早くから育つなど、全国の農業を常にリードし、発展してきている。

しかしながら、近年の燃油を中心とした資材価格の高騰や、消費の低迷等による農産物価格の停滞から経営状況は厳しく、機械・施設の再投資もできない状況に陥っている。

農業の成長産業化は、愛知県農業だけでなく全国農業をけん引する先進的な農業経営体の発展なくしては、成り立たない。したがって、新たな農業技術や機械・施設を継続して取り入れながら常に日本農業をリードするといった先進的な農業経営体が、持続的に農業経営を行っていけるよう、経営環境の整備を図っていく必要がある。このため、次の施策を講ずることを政策提案する。

(1) 経営所得安定対策について

- ①土地利用型農業における安定した所得確保が図られるよう、米についてもゲタ対策を導入するか、ナラシ対策として過去 5 カ年の平均価格ではなく、一定の基準価格として補てんを行う。
- ②飼料用米の導入・推進は、地域における米・麦・大豆等の集団的な土地利用が崩れないことを前提にして進める。飼料用米の面積拡大のためには、用水確保（水利権の調整）や保管施設の整備等、環境整備が必要である。

- ③いわゆるゲタ・ナラシ対策の対象者は認定農業者等に限定されることとなったが、集団的な土地利用に参加する農家については、交付金の対象とする。
- ④ブロックローテーション等の集団的な土地利用や飼料用米の産地化等に関する産地の独自の取組みが拡大できるよう、産地交付金、各種加算措置について、予算の拡充を図り、地方での柔軟な裁量を認める。
- ⑤園芸分野も含めた品目横断的な所得補償制度(収入保険制度)を早期に確立する。その場合、規模拡大する農家や経営転換する農家が不利とならないような制度設計とする。

経営所得安定対策	
施策の変更なし	
畑作物の直接支払交付金	⑳1,948 億円 (2,072 億円)
米・畑作物の収入減少影響緩和対策	⑳754 億円 (802 億円)
米の直接支払交付金	⑳723 億円 (760 億円)
水田活用の直接支払交付金	⑳3,078 億円 (2,770 億円)

(2) 6次産業化・輸出対策について

- ①女性農業者グループ等が小規模に農畜産物の加工に取り組む場合や移動販売車を使つての加工農畜産物の販売などに支援が図れるよう、6次産業化支援対策関係事業の要件緩和及び予算の拡充を図る。
- ②国レベルでの輸出団体・協議会による統一的な農畜産物の輸出・販売に取り組むとともに、為替変動リスクや流通経費に対する直接助成を行い、農家の手取りの増加につながる輸出対策を講ずる。
- ③輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準の変更等の戦略的な働きかけを強化する。

6次産業化の推進	
6次産業化支援対策	⑳24 億円 (27 億円) の内数
女性や女性グループが6次産業化ネットワークのメンバーとなって、女性の視点を活かして実施する新商品開発や販路開拓の取組を支援	
農林水産物・食品の輸出促進	
輸出戦略の実行に向けた輸出促進体制の強化	⑳11 億円 (9 億円)
輸出総合サポートプロジェクト	⑳15 億円 (14 億円)
輸出促進に資する動植物防疫体制の整備	⑳4 億円 (4 億円)
農畜産物輸出促進緊急対策事業	補29 億円
農畜産物輸出拡大施設整備事業	補43 億円
日本発食品安全管理規格策定推進緊急調査事業	補0.1 億円

(3) 生産資材対策について

- ①燃油価格高騰緊急対策について、28年度以降も継続する。国の負担率の引き上げによる農家負担の軽減、施設園芸農家以外への適用、燃油削減目標等の要件緩和を図る。産地として燃油削減目標を策定し、施設導入等により燃油削減に取り組むことが要件となっているセーフティネットについては、この要件を改め、燃油を利用するすべての農家が対象となるような仕組みとする。
- ②配合飼料価格安定制度について、補てんに必要な基金の予算を確保する。発動価格は原則直近1年の平均価格となっている。このため、飼料価格が高止まりしている状況では補てん金が支払われることなく生産コストを償えないことから、発動価格の算定方法の見直しを図る。
- ③円安の進行等により肥料、被覆資材、乾燥牧草等の輸入粗飼料の生産資材価格も急騰していることから、緊急対策を講ずる。
- ④電気料金について、夜間電力料金の引き下げを行うほか、非使用月の基本料金の免除や季節別時間帯別電力料金を拡充し、農業用の低額な料金体系の構築を働きかける。
- ⑤農機具の盗難被害の拡大に対処し、農機具メーカーによる盗難防止装置付きの鍵への無償変更などの抜本的な対策を講ずるほか、農機具更新共済を拡充、全国で利用できる仕組みとする。
- ⑥土壌中の肥料成分にかかる簡易分析について、計量法の証明事業にあたらぬこととし、数値データとして農家に提供できるよう制度改善を図る。
- ⑦軽油引取税について、恒久減税とするとともに、免税申請様式の簡素化、部分作業受託でも認められるなどの適用範囲の拡大等の措置を講ずる。 **税制**

燃油価格高騰緊急対策 (28年度まで事業期限延長)	継続実施
配合飼料価格安定制度	継続実施
産地リスク軽減技術総合対策事業	28 2.4 億円 (3.2 億円) の内数
資材高騰等に負けない持続的な産地づくり	

(4) 先進的な農業技術の開発・普及について

- ①国（独立行政法人）研究機関における試験研究の予算の拡大を図るとともに、県段階での試験研究推進への助成支援を強化する。
- ②地域の気象や農地の条件を踏まえた小麦、大豆、果樹等の優良品種の育成、日持ち性のある花き品種の育成を促進する。
- ③耐高温性の品種の育成、地球温暖化に対応した農業技術の開発・普及を図る。
- ④環境保全型農業の推進のため、化学合成農薬に頼らないダニ剤等の国産天敵農薬の開発・普及や安価な生分解性マルチの開発・普及を図る。
- ⑤ドローンを用いた農薬散布は低コストの散布方法になることが期待できることから、安全散布のための技術指針の設定について検討を行う。

農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（競争的資金）	28 32 億円 (52 億円)
提案公募方式により、基礎から実用化までの研究開発を推進	

市場開拓に向けた取組を支える研究開発（委託プロジェクト） ⑳3.6億円（2.2億円）
地域の農林水産物・食品の機能性の発掘、薬用作物の国内生産の拡大等のための研究
開発を推進

生産現場強化のための研究開発（委託プロジェクト） ㉑13億円（19億円）
麦・大豆・飼料用米の収量安定化技術の開発、花きの日持ち性向上技術の開発、環境
保全型農業技術の開発等

農林水産分野における気候変動対応のための研究開発 ㉒8.1億円（6.8億円）
温暖化の進行に適応する品種育成、生産安定技術の開発、野生鳥獣・病虫害被害対応
技術等の開発を推進

農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業 ㉓0.9億円（新規）
ドローン等を活用した農薬散布等の安全性確保のルールづくり

革新的技術開発・緊急展開事業 ㉔100億円
ICTによる高度な生産管理等の生産現場における最新技術の実用化等を支援

（5）補助事業・制度資金について

- ①他省庁の農業関係補助金も含めて、どのような時にどのような補助金や資金が活用できるかわかりやすく農家に情報提供する。応募期間の長期化、申請様式の簡素化を図る。特に、補正予算等で短期に緊急対策を講じなければならない場合は、より簡潔でわかり易い助成の仕組み、内容、申請方法とする。
- ②ポイント制について、既に高いレベルに達している産地にとって採択が不利とならないような成果目標基準の見直しを行う。
- ③農業機械を導入する場合に、経営面積によって導入する機械の馬力が限定されることとなるが、この基準を作業実態に合わせた基準に見直す。
- ④選果機のシステムは技術進歩が速く、選果の能力アップ（機能向上）を図るため、当該システムを更新する場合に、選果機の耐用年数が経過していないと補助事業の活用ができないことから、システムの更新を対象とした助成措置を講ずる。
- ⑤JAの共同利用施設に対する補助金は、高位平準化された大ロット出荷を可能とし、また、施設の利用料を下げ、農家の経営、消費者の購入価格の引き下げに還元されている。このことから、共同利用施設の更新に対する助成措置を拡充する。
- ⑥老朽化して栽培方法の変化に対応できない温室団地や個人園芸施設の大規模修繕に関する助成措置を新設する。
- ⑦小売段階では少容量化や袋詰め・カット野菜等の商品化が進んでおり、これらの変化に対応するJAの集出荷施設におけるパッキング等を担う施設（機能）整備に対する助成措置を講ずる。
- ⑧新規就農者に対する空ハウス、畜舎を修繕し、リース貸与する助成の仕組みを設ける。

⑨農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担の軽減措置について、中心経営体だけではなく、すべての認定農業者が対象となるよう拡充する。農業近代化資金についても、認定農業者の金利負担の軽減等の優遇措置を設ける。

⑩低利で容易に調達できる運転資金の融通、借換えによる金利負担の軽減、金利負担が軽減される期間の拡大、貸付限度額の引き上げの措置を行う。

強い農業づくり交付金	②⑧208億円（231億円）
地域エネルギーと先端技術を活用した大規模な高度環境制御型栽培施設の整備	優先枠 ②⑧15億円
高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設等の再編整備	優先枠 ②⑧20億円
産地活性化総合対策事業	②⑧20億円（23億円）
農畜産業機械等リース支援事業	
大豆、麦、飼料用米の生産拡大やG1・機能性表示に対応する機械等のリース	
新しい野菜産地づくりの推進	②⑧14億円（12億円）
新しい野菜産地づくり支援事業	②⑧11億円（8億円）
加工業務用野菜の作柄安定技術の導入支援、露地・施設野菜の新しい野菜団地づくりを支援	
経営体育成支援事業	②⑧30億円（32億円）
産地パワーアップ事業	②⑧505億円
産地パワーアップ計画に基づき意欲ある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を支援	
担い手確保・経営強化支援事業	②⑧53億円
認定農業者等が融資を活用して機械・施設を導入する場合に融資残を助成	
スーパーL資金の金利負担軽減措置	②⑧83億円②⑧65億円（73億円）
畜産経営体質強化支援資金融通事業	②⑧20億円
酪農・肉用牛・養豚経営の既往負債の一括借り換えの資金を措置	
補助金の農家への情報提供	
農林水産省ホームページによる「補助金等の逆引き事典」の提供	

（6）TPP交渉について

①「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目を除外又は再協議の対象とする」とした、平成25年4月の衆参農林水産委員会の決議を遵守する。国内対策を講ずれば良しとする譲歩案などの提案は決して行わない。交渉プロセスで国益が守れないと判断した場合には、即刻、交渉から脱退することを明確に国民に約束する。

②国民に対して、交渉内容についての情報提供を正確、迅速に行う。

平成27年10月5日

TPP協定交渉参加12か国はTPP交渉閣僚会合において、協定の大筋合意に至っ

た

平成27年11月25日

TPP総合対策本部の会合においてTPP関連政策大綱を決定した

平成27年12月25日

平成28年度当初予算概算決定・27年度補正予算を決定

2. 多様な農業者の育成と地域農業の維持・発展について

食料・農業・農村基本計画で進めていくとされた産業政策と地域政策は、単に車の両輪として独自に動くのではなく、車軸できちんとつなわれ、それぞれが連動して機能的に働かなければならない。

とりわけ、愛知県のように、工業と農業、都市部と農村部・中山間地域が混在立地する地域においては、双方が労働力の移動、物流、消費、生活空間の共有等により密接につながっていることから、県農業を産業政策重視で進めていくことはできない。

混住化した都市部や条件不利にある中山間地域は、効率的な農地利用に限界があることから、大規模な土地利用型農家・法人や園芸農家だけでは地域全体の農地を守っていくことはできない。このため、それぞれの地域の実情に応じて、兼業農家や女性農業者、自動車産業を退職した定年就農者なども幅広く地域農業の担い手として、農業生産の維持、農地の管理の面で役割を担っていく必要がある。また、地域全体で農業用施設の維持管理を行うことによって、大規模な土地利用型農家や園芸農家の効率的な経営展開も可能となる。

したがって、国は、今後の農業施策の展開にあたり、大規模な農業者、専業農家だけでなく、地域農業と農地の維持を担う者として、兼業農家、女性農業者、定年就農者等も担い手農業者としてきちんと位置づけ、次の地域政策を積極的に展開することを提案する。

(1) 地域農業の多様な担い手の育成について

- ①大規模経営体や法人経営だけでなく、条件の整わない都市や中山間地の農業、農地の維持に役割を果たす兼業農家、女性農業者、定年就農者も担い手農業者として位置づけ、各般の施策を講ずる。
- ②女性農業者、定年就農者等の幅広い分野から地域農業の担い手を確保するため、農業塾の開設、産直出荷に向けた作付用農地の貸付等の支援を行い、参入を促す。
- ③これらの者の活躍を図るため、農業用施設・機械のリース事業の創設、産直施設、加工施設の整備に対する支援を行う。

- ④各府省が実施する地域創生事業（まち・ひと・しごと創生関連事業等）における農業・農村分野への適用例を広く広報し、自治体における農業・農村の活性化に対する取り組みを促す。
- ⑤日本型直接支払制度等の集落段階への助成措置や農協の支店活動への支援を通じて、地域組織である実行組合等の集落段階での農業者組織の強化と活性化を図る。
- ⑥適正な記帳に基づいて申告を行っている個人事業者（経営主や女性農業者等）の勤労性所得を適正に評価し、報酬相当額を必要経費に算入するなど、個人事業者である農家の事業主報酬制度の創設等を図る。 **税制**

新規就農・経営継承総合支援事業	補23億円 28193億円（195億円）
青年等就農資金	282.4億円（2.5億円）
経営体育成支援事業（再掲）	2830億円（32億円）
農業労働力最適活用支援総合対策事業	282.5億円（新規）
地方創生推進交付金	1,000億円
地方創生加速化交付金	1,000億円

(2) 農地の管理と集積について

- ①農地中間管理事業について、機構集積協力金等の要望に見合った十分な予算を確保する。「人・農地プラン」を活用した現場での十分な話し合いに基づき地域内の農地利用を進め、再配分に伴って担い手の経営に影響を及ぼさないような制度運用を徹底させる。
- ②農地利用集積円滑化事業等からの農地中間管理事業の活用へ移行する者の円滑な手続きを進めるが、都市近郊や中山間地域における受け手の育成状況、出し手の意向等により、農地利用集積円滑化事業を活用した方がより集積が円滑に進む場合もあることから、円滑化事業との機能分担も認めることとし、円滑化事業を継続する。
- ③農地中間管理事業の対象として、農振地域とつながる優良な市街化区域内の農地も借り受け対象にする。空ハウスと一体となった施設用地の貸借も事業の対象とする。
- ④遊休農地について、担い手が自ら簡易な整備、改修を行い農地の有効利用を進める場合への助成措置を講ずる。
- ⑤農地中間管理機構に預ける農地については、固定資産税の免税等の措置を講ずる。

税制

農地中間管理機構による農地集積・集約化	28154億円（243億円）
農地耕作条件改善事業	28123億円（100億円）
農地中間管理機構への貸付けなど農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の強化・軽減等の措置の創設（固定資産税等）	税制改正

(3) 中山間地域と都市農業の維持について

- ①中山間地域等直接支払制度の継続・拡充を図るほか、条件の悪い中山間地域の農地の受け手について、機械・施設に対する特別な補助事業の創設、経営所得安定対策の上乗せ等の措置を講じ、経営への負担を軽減する。
- ②農地維持支払制度について、全額国費での予算措置を行い、市街化区域内農地も含め全国一律で取組む。
- ③農地の分散や傾斜地が多くコストダウンに限界のある中山間地域や都市近郊の水田の受け手に対して、中山間地域等直接支払制度や農地維持支払制度の中で、受け手に対してコストアップ分の支払いを可能にする。
- ④都市農業振興基本法が成立したことに鑑み、生産緑地制度等の都市農業に係る各種制度、固定資産税等の税制のあり方について抜本的に見直す。
- ⑤生産緑地制度について、指定・解除要件（指定面積要件の緩和、道連れ解除の解消、30年当農継続要件の緩和等）を抜本的に見直す。併せて、長期当農継続農地制度の復活を検討する。
- ⑥市街化区域内の農地の固定資産税について、農地の役割や機能を評価した評価方法としての見直し、調整措置の実施、小規模宅地等の課税との整合等を図る。体験農園を行っている農地や学校農園用農地についての固定資産税の減免措置を講じる。 **税制**

多面的機能支払交付金	28 483 億円 (483 億円)
中山間地域等直接支払交付金	28 263 億円 (290 億円)
中山間地域等担い手収益力向上支援事業	補 10 億円
中山間地域において担い手の収益力向上を支援 (5 万円/10 a)	
都市農業機能発揮対策事業	28 1.8 億円 (1.8 億円)
都市農業の多様な機能発揮を図る観点から、福祉農園の開設や防災協力農地の強化を支援	
都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画の策定 (検討中)	
都市農業振興基本法を受けた税制上の措置については継続検討	税制改正

(4) 農協改革について

- ①農協は、組合員に対する販売・購買、信用・共済事業を行うだけでなく、地域住民の生活に必要な物資の販売、医療、介護サービス等の提供を行うなど地域において重要な役割を担っている。このようなことを十分踏まえて、准組合員の利用制限については、設けない方向で検討する。
- ②地域農業・農地の維持・発展には多様な農業者の役割が欠かせないことから、地域農業に関わりを持つ農協の役員の選任については、一律に国が示すのではなく、地域が置かれている実態によって運営できることとする。

農協法改正法の成立 27 年 8 月 28 日 28 年 4 月 1 日施行

Ⅱ 個別品目対策、施策・制度に関する政策提案

1. 品目別対策

(1) 米対策について

- ①稲作農業の体質強化緊急対策のような一過性の補助金は稲作農家の経営向上につながらないので、直接的に米価の安定につながる主食用米の隔離対策等を推進する。
- ②国は、米のコスト削減目標として10年で4割削減を掲げているが、実行可能なコスト削減目標を費目別に具体的に示し、その達成に向けての新たな技術や機械・施設の導入・普及を進める。
- ③米の消費拡大、米粉の利用拡大策を積極的に進める。
- ④学校給食における地元産米の利用拡大とともに、朝給食における米飯利用を試行的に実施できる仕組みの構築・普及を図る。

米穀周年供給・需要拡大支援事業	②850億円(50億円)
食料・農業・農村基本計画における経営展望の試算	
日本の食消費拡大国民運動推進事業	②83.9億円(新規)
学校給食への地場食材の供給等、地産地消の取組みを推進するコーディネーターの育成等	
外食産業等と連携した需要拡大対策事業	③補36億円

(2) 野菜・果樹対策について

- ①ロボット技術開発実証事業について、予算の拡充を図るとともに、既存施設の改良、機器や設備の付加も対象とするなど要件の緩和を図る。このことにより、先進的にコスト低減や生産性向上を図る者に対する省エネ設備・LED・環境制御装置、ICT技術の導入を進める。
- ②既存施設農家の所得向上につながる低コストの環境監視・制御装置やICT技術の導入、養液栽培の導入など、施設の高度化に対する支援措置（次世代施設園芸導入加速化事業のような大掛かりな補助事業でない支援措置）を講ずる。
- ③野菜価格安定事業について、保証基準額の引き上げ、加入要件（面積、共販率）の緩和を図る。
- ④資材価格の高騰等に起因するコスト増に対して、販売価格に反映されるような仕組みの構築、または野菜価格安定事業の保証基準額に反映される仕組みの導入を図る。
- ⑤加工業務用野菜生産基盤強化事業の継続・拡充を図る。また、国・民間農機メーカーによる加工業務用の産地規模に見合った農業機械の開発や機械、通い容器等の導入に対する助成を講ずる。

- ⑥ a l i c（農畜産業振興機構）が行う契約野菜収入確保モデル事業については、恒久対策として制度化する。
- ⑦野菜・果樹作において、作業の重なる労働ピーク時に雇用労力を派遣する体制の整備等に取り組む産地への支援を行う。
- ⑧果実等生産出荷安定対策事業について、産地計画で位置づけられた同一品種での改植・新植も対象とするほか、雨よけハウス、防風ネットの整備等についての要件緩和を行う。

革新的技術開発・緊急展開事業（再掲）	⑩補100億円
地域戦略に基づき、研究機関と生産者等が共同で取り組む生産現場における革新的技術の実証	
次世代施設園芸地域展開促進事業	⑩2810億円（20億円）
強い農業づくり交付金（優先枠）	⑩2815億円（優先枠）
地域エネルギーと先端技術を活用した大規模な高度制御型栽培施設等の整備を支援	
新しい野菜産地づくりの推進	⑩2814億円（12億円）
加工・業務用野菜の作柄安定技術の導入等	
産地パワーアップ事業（再掲）	⑩補505億円
野菜価格安定対策事業	⑩28171億円（167億円）
共同出荷要件の特例措置の指標を露地野菜 50ha 以上等（これまでは出荷量 2000 トン）とする見直し	
強い農業づくり交付金	⑩28208億円（231億円）
契約野菜収入確保モデル事業	⑩28alic 事業として継続
農業労働力最適活用支援総合対策事業	⑩282.5億円（新規）
産地単位で「センター」を立ち上げ、労働力の募集、派遣事業の実施する取組を支援	
果樹農業好循環経営総合対策事業	⑩2856億円（55億円）

(3) 花き対策について

- ①国主導により、メディアを利用した全国的な国産の花のPRを行い、国民の花への関心を高める。
- ②各地域で行うフラワーバレンタイン、いい夫婦の日等に合わせた花の消費拡大のためのイベントや卒業式、祭礼等への花の利用拡大に対する助成を行う。
- ③各府省とも連携し、花の多面的な効用を踏まえて、公共の場や病院、オフィス、学校、家庭での花の利用拡大を積極的に進める。
- ④切り花の日持ち性向上技術の導入・普及を図るほか、コールドチェーンの確立、日持ち保証制度の導入により、国産切り花の有利性を確立する。
- ⑤消費税について、食料品に加え、花についても軽減税率を適用する。 **税制**

国産花きイノベーション推進事業	⑩287.0億円（5.3億円）
日持ち保証日数を設定する等の取組支援	

（4）畜産対策について

- ①畜産物の経営安定対策について、再生産が可能となるような政策価格等の決定と畜種ごとに積み立てられた各事業主体の基金（保険基盤）が枯渇することのないよう十分な予算の確保を図る。
- ②耕種農家との連携による飼料用米やWCSの生産拡大・保管対策、輸入を含めた稲わらの安定確保対策を強化する。
- ③子牛取引価格の高どまりは肥育農家等の経営に影響を与えることから、繁殖雌牛の増頭、酪農基盤対策を強化し、素牛需給の緩和をすすめ、子牛取引価格の安定化を図る。
- ④口蹄疫等の家畜伝染病の予防対策に必要な資材等への助成措置、空港、港湾での旅行者等の防疫対策の強化・徹底、常時消毒が可能な畜産生産地帯への消毒ポイントの公設での配置、発生時及びまん延防止に必要な防疫体制の整備、被害農家、被災対策に対する十分な国費補償予算を確保する。患畜等の死体の埋却地の確保については、自治体等で確保する仕組みに見直す。
- ⑤養豚でのPED（豚流行性下痢）、PRRS（豚繁殖・呼吸障害症候群）等をはじめとする生産性に影響を及ぼす疾病対策の検査体制・助成・指導体制の強化を図る。
- ⑥高病原性鳥インフルエンザ等の発生によるGPセンター、食鳥処理場等の畜産関連施設への被害の補償についての制度を創設する。
- ⑦肉用牛の売却について、一定価格以下での所得税の免税措置が講じられているが、素牛価格の高騰などにより生産コストが上昇し、現在の基準価格では利益が得られない状況であるので、免税措置となる売却価格の引き上げを行う。**税制**
- ⑧養豚経営安定対策事業、鶏卵生産者経営安定対策事業が発動された場合、発動期間中の農業所得について、課税対象から減額し、所得税等の減免措置を講ずる。

税制

畜産・酪農経営安定対策	⑳ 所要額 1,701 億円（所要額 1,708 億円）
マルキン事業の法制化（今国会）を実施、補てん率の引上げ・国庫負担水準の引上げは協定発効時に措置	
飼料増産総合対策事業	⑳10 億円（11 億円）
飼料生産型酪農経営支援事業	⑳68 億円（66 億円）
酪農家に対して飼料作付面積に応じて交付金を交付（1万円/1ha）、さらに作付面積の拡大については、3万円/1haを追加交付	
水田活用の直接支払交付金	⑳3,078 億円（2,770 億円）
肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金	⑳3.3 億円（新規）

日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金の無担保無保証人化 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	⑥補610 億円
畜産クラスター計画に位置付けられた中心的経営体に対して、機械のリース導入、施設整備、家畜導入を支援	
畜産・酪農生産力強化対策事業	⑥補30 億円
酪農における性判別精液の活用、優良豚精液の導入等優良素畜の導入を推進	
強い農業づくり交付金（再掲）	②⑧208 億円（231 億円）
家畜衛生等総合対策事業	②⑧55 億円（55 億円）
肉用牛売却所得の免税制度の見直し、養豚・鶏卵所得の免税制度の創設	措置なし

2. 施策・制度

(1) 新規就農・経営継承総合支援事業について

- ①青年就農給付金について、250万円以上の所得があっても、所得と給付金とを合わせて400万円までは給付できるものとする。年齢制限を弾力的に運用する。
- ②青年就農給付金について、親元就農の場合も、安定した農業経営の継承、規模拡大が図られるよう農地の自己所有にかかわらず、親の経営と経理の面で独立していれば対象とするなどの要件緩和を図る。
- ③農の雇用事業について、雇用対象者の範囲に3親等も対象とする。賃金台帳等の既存の資料で代用できるよう申請、報告手続きを簡素化する。また、高齢者の雇用に対するの助成措置を設ける。
- ④世代交代時の施設・機械の更新や増設に対して助成や無利子融資を行うなど、親から子への円滑な経営継承が行われるよう、支援策を講ずる。

新規就農・経営継承総合支援事業（再掲）	⑥補23 億円②⑧193 億円（195 億円）
要件等の改定は措置なし	

(2) 農薬制度について

- ①農薬適用拡大加速化事業の予算の拡大と要件緩和を図る。キク科葉菜類、アブラナ科等、要望の多い科については、新たなグループ化の拡大を行う。かき（葉）・なんてん（葉）等、形状が類似しているため、農薬の付着量の差が少ない作物は、植物学的な類似性を問わず、グループ化する。
- ②農薬メーカーは販売拡大の見込まれない農薬の登録には消極的であり、このことが登録農薬の減少にもつながっていることから、登録経費を助成する。✕
- ③使用者が適用作物名を誤って農薬を使用することのないよう種子容器に農薬登録における適用作物名（大グループ－中グループ－作物名）を明記することについて、ガイドラインの作成を行う。

- ④残留基準値超過での一律流通禁止ではなく、急性参照用量（ARfD）に基づいたリスク評価を行い、急性参照用量を超過した場合に流通禁止の措置をとることとし、現行の食品衛生法を見直す。

薬用作物等地域特産作物向け防除体系の確立推進事業 ②80.26 億円（新規）
 農薬適用拡大加速化事業の後継事業
 作物群での農薬の登録制度の導入を検討（果樹先行）

（3）表示制度等について

- ①加工食品原料や切花等の原産地表示の制度化、外食、中食、惣菜等における国産使用の表示制度の拡充を図る。
 ②機能性表示の法整備がなされ、国民の生活改善に寄与することが期待されることから、青果物の機能性表示に必要な成分や機能に係るデータの作成・整備等への支援措置を講ずる。
 ③国産農畜産物、国産原料の加工品すべてでの「こくぽ制度」の適用と認知向上を図るなど、全国レベルでの国産農畜産物の消費拡大対策を推進する。

市場開拓に向けた取組を支える研究開発（委託プロジェクト）（再掲）
 ②83.6 億円（2.2 億円）

日本の食消費拡大国民運動推進事業（再掲） ②83.9 億円（新規）
 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会の設置（消費者庁・農林水産省共催）

（4）食育対策について

- ①小中学校の「食育」・「花育」活動が定着できるような施策について、農林水産省と文部科学省との連携により取り組む。
 ②教員や学校栄養教諭に対して体験実習を行うなど教える側への教育を行う。
 ③学校給食への地元産農畜産物の利用を通じた食育の推進を図る。
 ④働く世代への食育として、企業内部での食育啓発活動、外食企業との連携、企業食堂での国産農畜産物の利用拡大を図るなど、全世代を対象にした食育を国民的運動として取り組む。

食育の推進と国産農林水産物の消費拡大 ②88.5 億円（0.6 億円）

（5）鳥獣被害対策について

- ①鳥獣被害の実態把握、的確な防止対策の実施等、地域や市町村における取組みを推進するため、更なる財政的支援を図る。
 ②鳥獣被害の抜本的な対策として、山林や里山の管理の適正化が図られるよう支援策を講ずる。

鳥獣被害防止総合対策交付金 ①12 億円 ②895 億円（95 億円）

(6) 農業基盤整備について

- ① 渇水が恒常化している豊川水系、矢作川水系における安定した農業用水の確保を図る。
- ② 農地集積の加速化・高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策の推進、良好な農村環境を確保するための農道、集落排水等の整備・更新を進める。

農業農村整備事業	補990億円 282,962億円 (2,753億円)
農山漁村地域整備交付金	281,067億円 (1,067億円)
農地耕作条件改善事業	28123億円 (100億円)

(7) 農業経営基盤強化準備金制度について **税制**

- ① 個人経営から法人経営に移行した場合には、準備金が移行法人に引き継がれるものとする。
- ② 農地中間管理事業における地域集積協力が地域から担い手に交付される場合には、農業経営基盤強化準備金の対象とする。

措置なし

(8) 農地税制について **税制**

- ① 相続税の納税猶予制度は、農地の分散を防止するための有用な制度であるので、制度を維持し、継続届等の手続きを農業委員会の証明で済むなど簡素化する。×
- ② 農地等の譲渡に係る特例措置（特定の事業用資産の買換え・交換の場合の課税の特例）について、担い手への農地集積にあたって農地の買換えを行う農家も対象にするなど、買換特例の対象者要件を緩和する。

措置なし

農政をめぐる情勢

平成28年4月26日

180部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉